



Norway

第5章 ノルウェー

しかしながら、SIDA の研究協力への充当金の比較的少量（約 10%）しかスウェーデンの開発調査に割り当てられていない。右資金の重要性は、専門組織が確実に SIDA の調査研究ニーズおよび開発コミュニティ全体に対応するよう、パートナーシップを構築する点にある。学界内に 2 つの強力な環境問題ヘルプデスクが存在する。同様に、ジェンダー問題ヘルプデスクがあり、両ヘルプデスクとも必要に応じて現地事務所から要請を受けている。アジアおよびアフリカ局はスウェーデン大学経済学部と国別経済分析に纏わる長期契約を締結している。また、英国サセックス大学開発研究所（IDS）およびヘルシンキにある国連大学 WIDER と長年の関係構築を図っている。

しかしながら、充当金の大半（約 2/3）は、共通の関心のある調査研究エリアにおける参加国間の連携を促進することを目的とし、主として国家調査研究能力向上および地域支援、特殊プログラムのための発展途上国との連携に割り当てられている。また、右資金のさらに 25%が国際調査研究プログラムに充当されている。



基礎情報103

1. 組織と戦略105

1.1 ノルウェー開発援助の概要105

1.2 運営管理体制106

1.3 政策決定109

1.4 意思決定プロセス109

1.5 戦略的枠組110

1.6 多国間戦略111

2. 実施112

2.1 予算概要112

2.2 パートナー国113

2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）114

2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援118

2.5 パートナー国制度とのアラインメント120

2.6 調和化122

2.7 援助タイド124

2.8 NGO との協力関係125

2.9 モニタリングおよび評価126

3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント127

図 5-1 ノルウェー外務省組織図107

図 5-2 NORAD 組織図108

図 5-3 ノルウェー開発協力における意思決定関係者図110

図 5-4 2007 年二国間援助モダリティの分類118

表 5-1 2007 年予算基礎情報112

表 5-2 パートナー国一覧113

表 5-3 上位 25 被援助国におけるセクターの絞込み114

表 5-4 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価120

表 5-5 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力122

表 5-6 ノルウェー調査研究構造概要127

基礎情報

北欧諸国プラス（The Nordic Plus）は、援助効果アジェンダに対する強いコミットメントを有し、同じ考えを共有するドナー国の集まりである。デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、およびオランダが参加しており、共同出資や共通の調達手続きの実施等、国際協力における特定の分野において、他ドナー国との協働を目的としている。右グループは、開発協力における発展途上国による運用上の負荷を減少するために、メンバー間の相互協力の増進と、手続き及び業務の調和化を目指し、2003 年に設立されたものである。そのため、北欧諸国プラス参加諸国は、パリ宣言の牽引的存在となっている。参加諸国は、共通の政策および業務の増進を活発に進めることに加え、相互の委任協力にも同意している。原則として全参加国は、共同拠出のプロジェクトまたはプログラムにおいて、他参加ドナーに比較優位がある場合には、右ドナー国が主導ドナーとして活動できるという事前相互承認を有している。

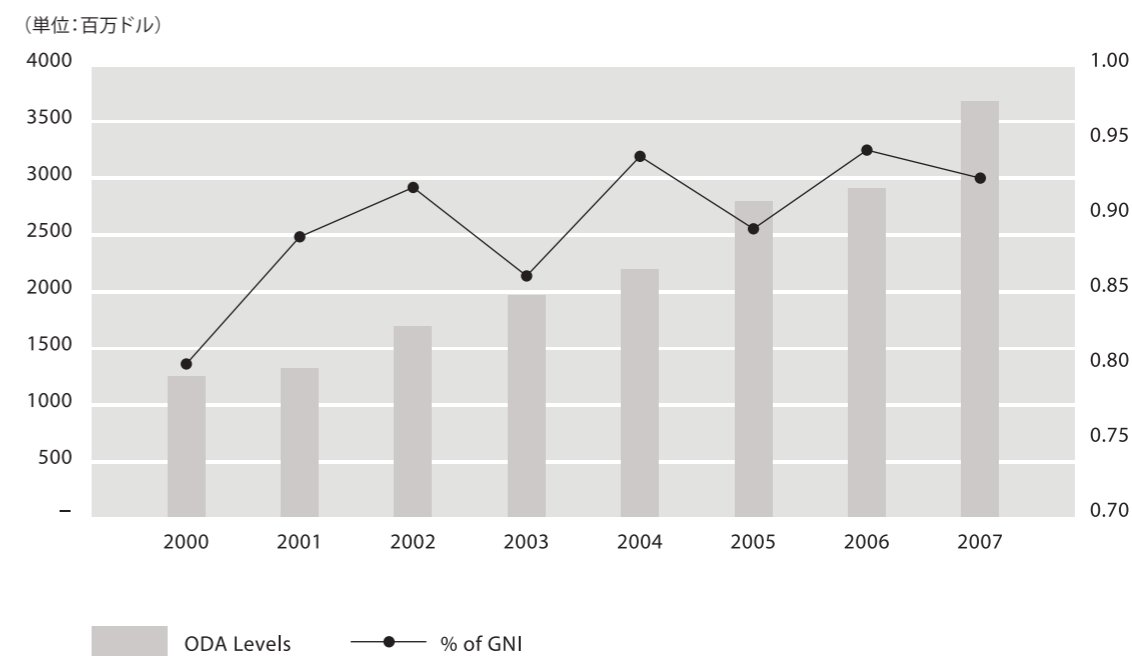
（本文 2.6 Box 3、4 参照）

報告書使用換算レート

EUR = ¥124.22 USD = ¥97.95 (2009 年 3 月 JICA 統制レート)

2006 : \$1 = 6.42 ノルウェー・クローネ 2007 : \$1 = 5.86 ノルウェー・クローネ (DAC 統計に基づく)

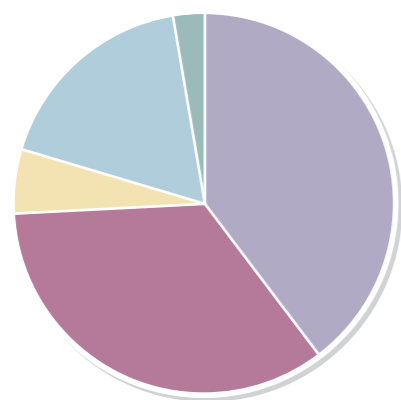
ODA 総予算レベル (2000 - 2007)



2007年 ODA 総予算内訳 (単位：百万ドル)

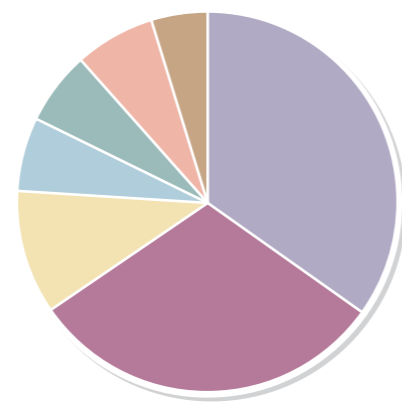
二国間政府開発援助		多国間政府開発援助	
無償資金	2 624.23	UN Agencies	469.53
投資計画援助	41.84	EC	N/A
プログラム型援助	1 369.79	IDA	124.27
技術協力	435.80	各地域開発銀行	95.84
人道援助	355.49		
債務免責総額	N/A		
NGO 支援	N/A		
運営・管理費	187.34		
無償資金以外の二国間政府開発援助	258.49	合計	3 728.02

2006/2007年平均 所得層別二国間割当額



- その他
- 後開発途上国
- その他低所得国
- 低中所得国
- 高中所得国

2006/2007年平均 地域別二国間割当額



- その他
- サブ・サハラアメリカ
- 南・中央アジア
- アジアその他及びオセアニア
- 中東及び北アフリカ
- 中南米及びカリブ地域
- 欧州

1. 組織と戦略

1.1 ノルウェー開発援助の概要

ノルウェー開発協力は、2002年に50周年を迎えた。ノルウェーはこの50年間で、国際開発協力における牽引役を果たしてきた。今日、ノルウェーは発展途上国および国際援助機関への多額な割当貢献をしているという点だけでなく、開発に纏わる国際議論に積極的に参加をしているという点においても重要なドナーである。

ノルウェーの開発協力は、1940年代末期、国連が発展途上国を援助するための技術支援プログラムを展開、設立したことに遡り、1952年6月にノルウェー国会「ストーティング (Storting)」は、「発展途上国支援基金 (Aid Fund for Underdeveloped Countries)」を設置し、ノルウェーは公式に二国間開発協力への参加を始めた。尚、右基金はインド基金 (India Fund) としても知られており、公的出資に加え、募金や寄付により増大したとされる。同年10月にはインド国民の経済・社会的繁栄の促進に貢献することを目的とし、初の二国間援助合意がインド、国連およびノルウェー間で締結された。

1960年代末期までに、アジア、アフリカ地域の新独立国へとノルウェーの活動が展開されるにつれ、ノルウェーは開発協力への参画を増していった。発展途上国支援基金は、外務省傘下の独立政府機関であるノルウェー国際開発庁 (Norwegian Agency for International Development) が運営主体となり、右は、独自の執行理事会を有するものの外務省が全権を掌握することとなった。1968年、運営体制の再改編により、援助活動は、ノルウェー開発協力庁 (Norwegian Agency for Development Cooperation (NORAD)) が掌握することとなる。右機関は、現在その役が軽減されているものの、ノルウェー協力の象徴的機関となっている。

2004年まで、ノルウェー開発協力の運営は外務省およびNORADに分割されており、NORADが二国間および長期援助を、外務省が多国間協力および人道援助プログラムを担当していた。しかしながら、2004年からは外務省がノルウェー開発協力の大部分を担い、NORADは技術諮問機関となり、その役割が縮小している。

この時期、地球規模格差の削減は人類の平等および他の国家および国民との連帯という原則に支えられ、ノルウェー開発援助の最も重要な前提であった。右理念は、開発協力政策に係る全ての文書に反映されており、世界でも有数な富国の一つであるノルウェーは、世界のその他の国々における苦難を緩和し、人類の生活水準向上に努めることは道徳的責任であると考えている。

1.2 運営管理体制

2004年の組織改編により、現在、その多くが外務省により掌握されており、独立開発機関である NORAD は、技術アドバイザーの役を務めている。加えて、開発協力の幾分かは、総理府によって実施されている。NORAD は、以前はノルウェー開発協力における重要な立場にあったが、組織改編後は、NGO 割当資金を維持しているものの、二国間資金の管理は行っていない。外務省職員によると、右はノルウェー開発協力における政治的支配を強化するためである¹。さらに、NORAD から独立した、Norwegian Investment Fund for Developing Countries (NORFUND：ノルウェー開発途上国投資資金) が民間セクター開発を担当している。

外務省は、外務大臣および環境開発協力大臣で構成されている。特に環境開発協力大臣は、着任以来、開発政策の変容に影響を与え続けている。また、ノルウェー政府は、開発政策と外交政策との結びつきをより強固なものとするべく、その構築を図っている。

外務省内にある 10 部局全てに両大臣への報告が課せられている。国際開発政策局 (Department for International Development Policy (DIDP)) が開発政策、多国間開発銀行、南における貿易および民間セクター開発、並びにテーマ別優先課題を取り扱っている。また、右は全ドナー調和化およびアラインメントに係る取組みの調整およびモニタリングを実施している。開発協力大臣のイニシアティブにより、外務省ならびに NORAD 両機関における関連部局の職員により「調和化チーム」が構成されている。直接または折に触れ、地球課題部、地域部、貿易政策部、天然資源および環境問題部、行政部 (研修所、財政および人事)、並びに、報道、文化関係・情報局といったその他の部局が、開発関連問題に関与している。

Box 1. NORFUND – 「Risk Capital (リスク資本)」投資家

NORFUND は、ノルウェーの開発金融機関 (DFI) であり、アフリカ、アジア、南米およびバルカン諸国における収益性の高い民間事業へのリスク資本投資を実施している。一人当たりの GNI が 6,055 ドル (約 59 万 3,087 円) である国が右投資の資格対象国である。NORFUND は経済的、社会的および環境的考慮のバランスが取れた、実行可能なプロジェクト実現に貢献している。右機関は、自己資本、準株式および事業拡大への融資、企業再建、MBI (management buy-ins)、MBO (management buy-outs)、並びに、新規事業投機を提供している。経済セクター全般への投資を実施しており、成長、収益および持続可能な開発の機会となる投資を提供している。

¹ 2008年2月27日 ノルウェー外務省職員からのヒアリングによる。

図 5-1. ノルウェー外務省組織図

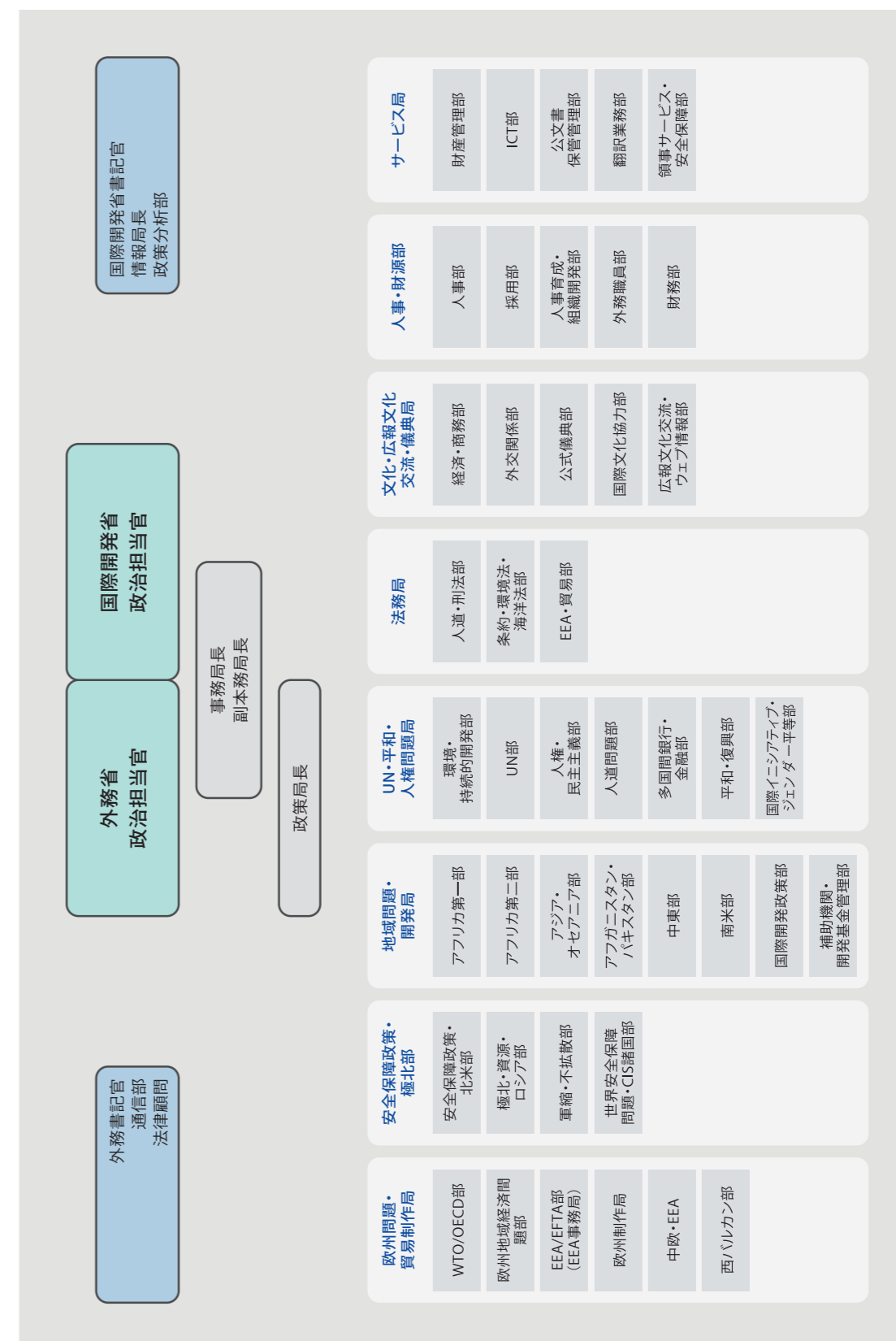
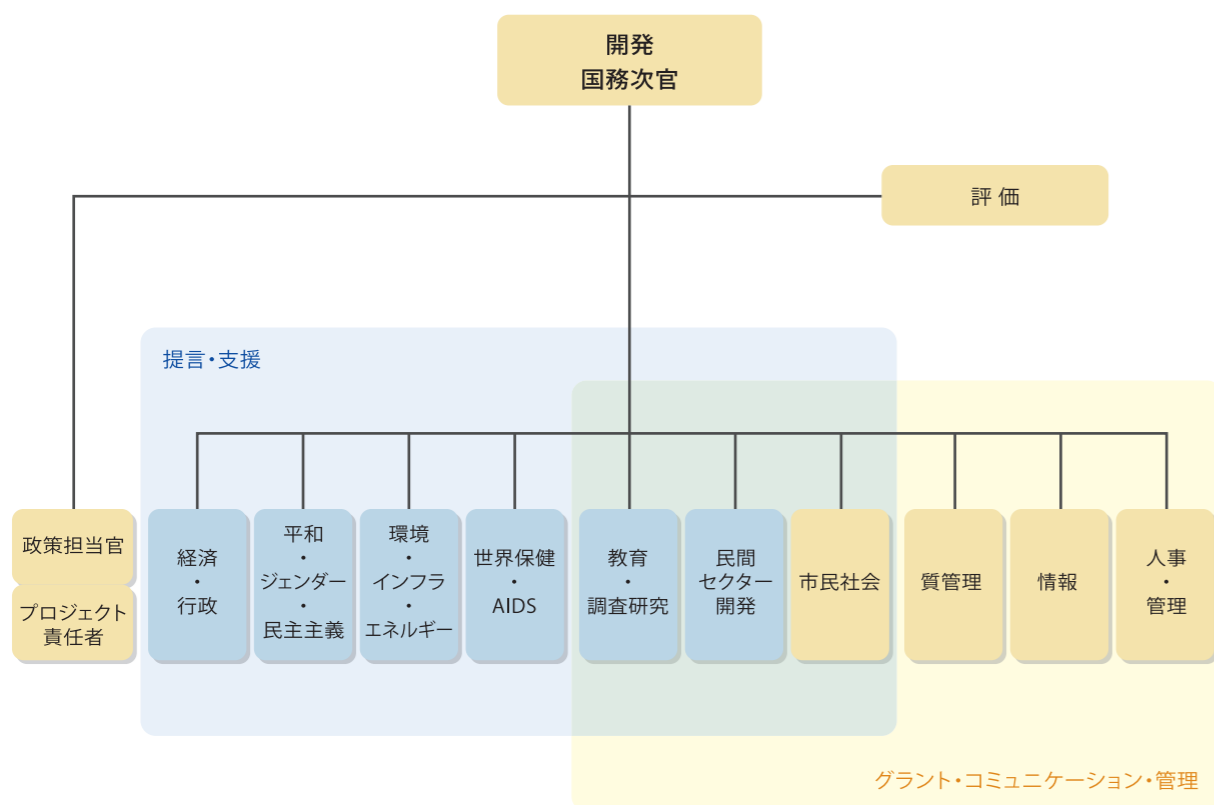


図 5-2. NORAD 組織図



現在、約 650 名の政府関係者が援助に携わっており、外務本省職員が約 250 名、大使館勤務職員 200 名、NORAD 職員 200 名となっている。職員水準は上昇しているものの、予算上昇率には追いついておらず、プロジェクトおよびプログラムの質の維持における重要課題となっている。外務職員局 (FSI) は、HIV/AIDS、グッド・ガバナンスおよび汚職対策における職員の能力開発コースを編成しており、右機関は研修内容として調和化アジェンダの導入を勘案している。北欧諸国プラス・グループとの共同研修コースが開催されており、PRSP およびセクター・ワイド・アプローチ、調和化に係る研修が実施されている。しかしながら、右状況にもかかわらず、大使館は継続的に能力水準に関する課題を抱えており、よって管理責任が極めて中央集権化される要因となっている。

外務省が中核リーダーシップを有し、開発協力に係る運営管理役を担っているものの、複数の議会団体および政府機関も開発協力に関与している。例えば、ノルウェー国会「ストーティング」外交常任委員会は、外務省と接触をとりながら、ノルウェー政策全体の優先事項に沿ったプログラムを形成している。財務省は、1) ノルウェーと IMF との関係、2) IMF との関係を日常的に掌握しているノルウェー中央銀行との関係担当省である。また、開発資金の使い道に係る定期報告を実施する会計検査院担当でもある。環境保健教育省もまた、同様に開発政策に関与している。

1.3 政策決定

ノルウェーの開発目標と介入は、ストーティングに対する政府演説内の政府政策要綱に概要が示されている。また、とりわけストーティングからの承認を必要とする一連の政策白書内にも描かれている。右白書はノルウェー開発援助に係る戦略的枠組みを形成しており、政府が新文書の提案を実施するまでの期間有効とされている。議会自体は、開発協力目標の決定、国別、地域別優先事項の決定および、割当予算の決定を行っている。

右枠内において国際開発政策局は、その名が示すとおり、開発政策の主な担当役となっている。また、外務省は小規模な「政策分析ユニット」を有しており、右は、政策動向および革新の分析、ならびに政策決定関係者に分析結果に基づく知識の到達取組みにおける重要な役を担っている。NORAD は、助言および支援者としての役割を担い、外務省内でプログラムに係る分析作業を実施している。

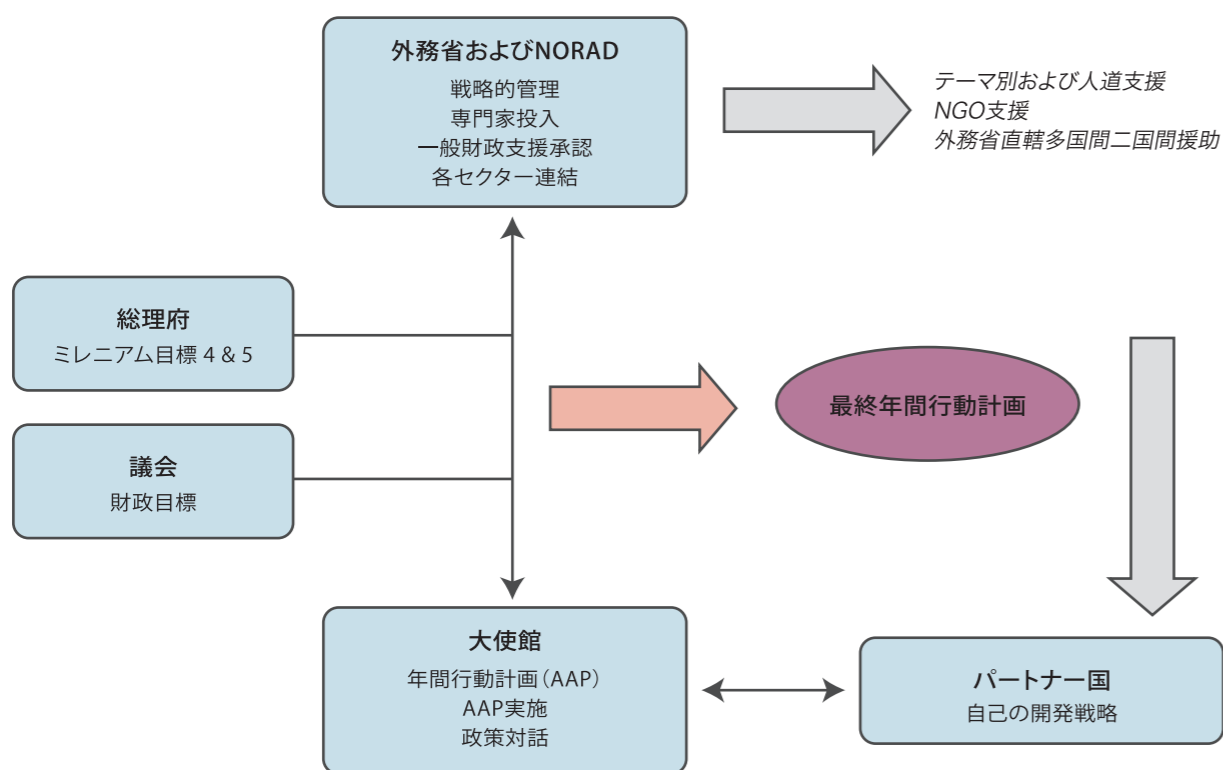
実際、新環境開発協力大臣は近年のノルウェー開発政策に多大な影響を与えており、ノルウェーの比較優位に沿った、より明確な方針を定めることに努めている。これにより、「開発のための石油 (oil for development)」(他の天然資源管理を含むようになってきている) は、ノルウェー開発援助において不可欠な要素となってきた。また、首相自身も本文 1.2 に示したとおり、非常に積極的に開発援助へ関わっており、ミレニアム目標 4、5 へ焦点を当てた政策を維持している。右のことから、ノルウェーにおいてはトップレベルにおいて開発に係る政策決定が実施されていると言える。

1.4 意思決定プロセス

国レベルにおいては、外務省が各大使館の年間行動計画を承認する必要がある。右計画は資源委譲および割当に係る中核を成す。原則、投入、活動、アウトプット、効果に係る長期目標に基づいており、前年度見直し、将来の計画にかかる 3 年間継続の枠組みを含んでいる。省庁および大使館は、2、3 セクターをノルウェー開発重点セクターとすることに同意している。大使館は個別プロジェクトの承認権を有するが、一般財政支援については外務省の承認が必要である。計画は PRSP プロセスを基礎としており、3-5 年の計画対象期間を伴っている。

政府の開発戦略は、国家開発ニーズ、制度的取決め、およびドナー間協力メカニズムに係る分析および実情調査を基とする年間行動計画の開始点となっている。にもかかわらず、年間計画では結果や持続的開発効果よりも、活動およびプロセスに焦点を当てる傾向にあり、ノルウェーの 2004 年 DAC 評価において議論されているとおり、管理ツールとして使用が限定されている。ノルウェー政府は、資源、結果および開発効果をより明確に関連付け、年間計画に適合させることがある。

図 5-3. ノルウェー開発協力における意思決定関係者図



権限委譲が進行しているにもかかわらず、現地で大使館が調整を行っている二国間援助は、全体の18%のみとなっている。テーマ別支援および人道支援、非政府団体への支援および多国間・二国間援助割当は、本省において計画、調整が行われている。

1.5 戦略的枠組

2004年に出版されたノルウェー政府最新白書「*Fighting Poverty Together: A Comprehensive Development Policy*」は、ノルウェー開発援助の基本優先事項の概要を示しており、右には、政府開発援助としてGNIの1%の供与、権利に基づくアプローチへのコミットメント、およびMDGsにおけるノルウェー援助の基礎が含まれている。また、ドナー改編およびより効果的な援助の重要性を強調、ならびにオーナーシップの向上およびドナー調和化の重要性を強調している。

右白書に続く幾つかの公文書が公表されており、中でも最も影響力のある公文書が、現ノルウェー政府による政策要綱(2005 Soria Moria Declaration)である。右要綱では、開発協力における以下5つの重点テーマを構築している。

- (i) 女性の権利およびジェンダー平等
- (ii) 人権、平和構築および和解
- (iii) 環境、気候および持続可能な発展
- (iv) 開発のための石油およびクリーンエネルギー
- (v) グッド・ガバナンスおよび汚職・腐敗防止

さらに、MDGs 4 および 5 への特段の考慮により、教育および保健セクター重視が強調されている。外務省の2008年予算案は、脆弱国家およびアフリカ支援をより強調する一方で、右「5プラス1」の優先事項(5つのテーマおよびMDGs 4、5への焦点)を改めて表明している。

ノルウェー政府は、6つの優先事項へ重点を絞る一方で、その他11の伝統的な重要優先エリアへの支援を継続している。右伝統的優先エリアは、社会事業、青少年、人身売買、HIV/AIDS、医薬品への普遍的なアクセス、債務免責および移住・開発に係るグローバル・フォーラムとなっている。

1.6 多国間戦略

ノルウェーは多国間体制を強く支持している。世銀がノルウェー多国間ODAの最大の単独享受機関となっており、ノルウェーはその割合から国連システム内の最大ドナーの一つとなっている。近年、Global Fundsはノルウェー多国間援助において最も大きな増資を経験しているが、UNDPおよび世銀が最大の資金享受機関である。他の動向としては、例えば、子女教育、環境およびジェンダーといった戦略的エリアにおいて、セクターまたはテーマ別による多国間出資において増加が見られる。

多国間システムにおける中心ドナーであるノルウェーは高い影響力を有しており、システム内において有力ドナーとなるべく効果的に右影響力を利用している。ノルウェーは多国間の効率性並びにMDGsおよび調和化アジェンダ達成への貢献度と関連付けたかたちでの拠出を増やしている。

2. 実施

2.1 予算概要

表 5-1. 2007 年予算基礎情報

総予算 (単位：百万ドル)	3 728 (100%)	一般財政支援拠出額 (単位：百万ドル)	N/A
対国民総所得 (GNI) (%)	0.95	EU の ODA 予算への 貢献額 (単位：百万ドル)	N/A
二国間援助総額 (単位：百万ドル)	2 833 (77%)	国際開発協会第 15 次 増資への拠出額 (単位：百万ドル)	451
アフリカ地域への 二国間援助割当額 (単位：百万ドル)	778 (二国間援助全体の 27%)	運営・管理費 (単位：百万ドル)	187 (6%)
NGO への拠出額 (単位：百万ドル)	N/A	援助予測性 (最低年数)	3 - 5 年間

過去 8 年間に於いて、ノルウェー開発援助は、実質 2 倍に達しており、2007 年におけるノルウェーの開発協力歳出予算は、約 37 億ドル (約 3,624 億 1,500 万円) となっている。これは、国民総所得 (GNI) の 0.95% に相当するものである。

おおよそ ODA 総額の 77% が二国間援助に割当てられており、多国間基金は、多くが世銀、UNDP、UNICEF、万人のための教育 (EFA) および国連世界食糧計画 (WFP) (以上、拠出額順) を対象としている。2008 年の予定歳出予算 (38 億ドル、約 3,722 億 1,000 万円) は、2006 年よりも 18% 増加し、2007 年の 7.5% 増加をさらに上回っている。

現在、ノルウェーは、ODA の対 GNI 率において、最も寛大なドナー国となっており、マイナス経済情勢にも関わらず、ODA の対 GNI 率 1% 目標を達成する予算を立てている。

2.2 パートナー国

開発協力の飛躍的な増加により、ノルウェーは長期政府間協力を携わる「パートナー国」の数を 24 ケ国から 28 ケ国へ増やしている。本文 1.4 で示したとおり、協力の大部分は本部がパートナー国への直接の指揮を執っているものの、右の各国においては、通常はノルウェー大使館が協力の管轄となっている。

非パートナー国は、協力を受けることはできるものの、ノルウェーの NGO 団体または国際分配金といった間接的方法を用いた「人道支援」のみとなっている。にもかかわらず、2006 年にはパートナー国を含む計 114 ケ国がノルウェーからの二国間援助を受け入れている。多国籍 NGO 団体、人道支援への援助の実施等その他様々な要因により、支援対象国家数が増加している。国際的貢献との調和において、ノルウェーは 2005 - 2010 年間でアフリカへの開発援助を 2 倍にすることとしている。

2007 - 2008 年予算案声明において、ノルウェー政府は「主要パートナー国」と「パートナー国」という別々の分類を撤廃することを明言している。右表現は 2002 年にノルウェーが長期開発協力を必要と考える国々に対し導入されたものである。「主要パートナー国」という表現は、ノルウェーが長期間の予測可能で堅調な開発協力を望む各国に対し使用されたものであり、「パートナー国」とは、ノルウェーが長期協力を望むが、開発協力対話への参加に関しては意欲が低い、その他の国々に対し使用されていた。しかしながら実際のところは、右の区別ははっきりとしておらず、「対話」がノルウェーの開発協力の中心となるにつれ、その不明瞭さが増していった。政治的發展により主要パートナー国各国との協力が局限される一方、その他一定の国々との対話および開発協力は拡大傾向にある。右は、アフガニスタンおよびスーダンといった、ノルウェーおよび国際的な開発協力が安定と恒久平和へ重要な貢献をもたらしているような国に特に当てはまる。パートナー国選択基準は形式化されていないものの、グッド・ガバナンスおよび貧困オリエンテーションが重要な決定要因と考えられている。

表 5-2. パートナー国一覧

アフリカ	アジア	中東および南米	2006 年度支出額別 上位 15 ケ国
アンゴラ ブルンジ エリトリア エチオピア ケニア マダガスカル マラウイ マリ モザンビーク ナイジェリア 南アフリカ スーダン タンザニア ウガンダ ザンビア	アフガニスタン バングラデシュ 中国 インド インドネシア ネパール パキスタン スリランカ ベトナム 東ティモール	グアテマラ ニカラグア パレスティナ	スーダン パレスティナ タンザニア ザンビア アフガニスタン モザンビーク ウガンダ マラウイ エチオピア スリランカ ユーゴスラヴィア* レバノン ニカラグア ソマリア ネパール

* NORAD および外務省の年報内の表示による。

■ 非パートナー国

2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）

公式には、ノルウェーはパートナー国において2、3セクターへの限定的取組みを実施しているが、実際には、他の多くのドナーと同様に、右取組みは非常に困難とされている。これは、セクター定義およびパートナー国独自戦略の考慮に係る問題を含む様々な理由による。

パートナー国においてどのセクターを開発協力の焦点とするかを決定する際に、ノルウェーは自国の比較優位を有するセクターを模索する。選択肢は開発パートナー国各国のニーズと懸念事項と密接に足並みを揃えながら決定されるべきとされている。他のプロジェクトまたはプログラム内において右セクターを主流に組み込むことが目的であるが、セクターの選択肢は、現ノルウェー開発政策における5階層により判断されている（本文1.5参照）。しかしながら、右もやはり実際に運用可能とするには困難である。

DAC統計によると、ノルウェーの二国間援助のうち約45%が社会セクターを通じ実施されている。近年における環境・開発大臣が促進する外務省内の焦点の転換にもかかわらず、首相はミレニアム開発目標（MDGs）4ならびに5追求のための援助を方向づけ、ヘルスおよび教育を優先セクターとして確保している。右に比べ、二国間援助のうち約14%のみが経済インフラおよび生産セクターに割当てられており、また現時点では、成長またはインフラ重視のアジェンダへ転換する意図はない。ノルウェーの比較優位は他の分野にあるとされている。

表 5-3. 上位 25 被援助国におけるセクターの絞込み

パートナー国名	規定優先セクター	2006 年度 支出額別重点セクター*	2006 年度 二国間援助主要チャンネル
アンゴラ	教育 エネルギー ² グッド・ガヴァナンス	グッド・ガヴァナンス (40.8%) 社会セクター (39.4%)	ノルウェー NGOs (45.2%) マルチ・バイ ² (33.5%) 政府間 (10.7%)
コンゴ民	人道支援 平和と融和	人道支援 (44.4%) グッド・ガヴァナンス (33.1%) 社会セクター (17.9%)	ノルウェー NGOs (58.3%) マルチ・バイ (39%) 政府間 (2.7%)
エチオピア	農業 グッド・ガヴァナンス HIV/AIDS 平和と融和	人道支援 (24.2%) 社会セクター (24.1%) グッド・ガヴァナンス (18.3%) 経済発展 (17.3%)	ノルウェー NGOs (39.3%) マルチ・バイ (37.9%) 政府間 (18.5%)
マダガスカル	教育 グッド・ガヴァナンス	社会セクター (75%) グッド・ガヴァナンス (16.4%)	政府間 (55.5%) マルチ・バイ (36.8%)

² 「マルチ・バイ」とは通常プール基金協定を通じたマルチ・ドナーによる二国間援助を指す。

パートナー国名	規定優先セクター	2006 年度 支出額別重点セクター*	2006 年度 二国間援助主要チャンネル
マラウイ	農業 財政支援 グッド・ガヴァナンス 保健 HIV/AIDS	社会セクター (42.4%) 経済発展 (39.9%) グッド・ガヴァナンス (11.2%)	政府間 (60%) ノルウェー NGOs (27.8%)
マリ	教育 グッド・ガヴァナンス 天然資源管理	経済発展 (70.9%) グッド・ガヴァナンス (15.4%) 社会セクター (12.2%)	政府間 (58.4%) ノルウェー NGOs (38.3%)
モザンビーク	財政支援 エネルギー 水産業 保健	経済発展 (43.3%) 社会セクター (22.6%) グッド・ガヴァナンス (16.2%) エネルギー (14.5%)	政府間 (79.3%) ノルウェー NGOs (10.6%)
ソマリア	人道支援 平和と融和	人道支援 (65.5%) 社会セクター (24.8%)	マルチ・バイ (64.5%) ノルウェー NGOs (29.9%)
スーダン	教育 保健 人道支援 平和とグッド・ガヴァナンス	経済発展 (37.7%) 人道支援 (33.6%) グッド・ガヴァナンス (16.2%) 社会セクター (11.8%)	マルチ・バイ (62.6%) ノルウェー NGOs (34%)
南アフリカ	エネルギー 環境 グッド・ガヴァナンス 高等教育	社会セクター (32.5%) グッド・ガヴァナンス (26.6%) 経済発展 (19.6%) 環境とエネルギー (15.5%)	政府間 (52.8%) ノルウェー NGOs (28.8%) 北欧調査研究グループ (15%)
タンザニア	財政支援 教育 環境 グッド・ガヴァナンス インフラ	経済発展 (59.6%) 社会セクター (16%) グッド・ガヴァナンス (11.9%) 環境 (10.3%)	政府間 (85.3%) ノルウェー NGOs (11.5%)
ウガンダ	財政支援 教育 グッド・ガヴァナンス	経済発展 (39.9%) 社会セクター (22.5%) 人道支援 (15.4%) グッド・ガヴァナンス (14.8%)	政府間 (41.5%) ノルウェー NGOs (36.5%) マルチ・バイ (19.1%)
ザンビア	財政支援 教育 環境、天然資源管理 および食糧安全保障 グッド・ガヴァナンス	社会セクター (36.3%) 経済発展 (35.9%) グッド・ガヴァナンス (14.7%)	政府間 (72.3%) ノルウェー NGOs (13.1%) 現地 NGOs (11.6%)

パートナー国名	規定優先セクター	2006 年度 支出額別重点セクター*	2006 年度 二国間援助主要チャンネル
アフガニスタン	教育 グッド・ガバナンス 人道支援 農村開発	経済発展 (44%) 人道支援 (23.5%) グッド・ガバナンス (18.5%) 社会セクター (13.6%)	マルチ・バイ (59.3%) ノルウェー NGOs (26.8%)
バングラデシュ	教育 エネルギー グッド・ガバナンス 民間セクター開発	社会セクター (68.7%) 経済発展 (13.2%) グッド・ガバナンス (8.9%) エネルギー (8.3%)	マルチ・バイ (33.8%) 現地 NGOs (32.8%) 政府間 (19.4%) ノルウェー NGOs (13.7%)
インド	経済発展 教育 環境	経済発展 (43%) 社会セクター (38.4%) 環境 (8.4%)	政府間 (54.3%) マルチ・バイ (23.9%) ノルウェー NGOs 12%
ネパール	経済発展 教育 エネルギー グッド・ガバナンス	社会セクター (53.7%) グッド・ガバナンス (22.5%) エネルギー (11%)	政府間 (41.7%) マルチ・バイ (26.1%) ノルウェー NGOs (25.2%)
パキスタン	教育 グッド・ガバナンス	社会セクター (34.3%) 経済発展 (33.3%) 人道支援 (18.3%) グッド・ガバナンス (14.2%)	政府間 (49.4%) マルチ・バイ (22.8%) ノルウェー NGOs (14.6%)
スリランカ	平和構築 経済発展	グッド・ガバナンス (45%) 経済発展 (23.3%) 人道支援 (16.4%)	ノルウェー NGOs (46.3%) 政府間 (29.6%) 現地 NGOs (11%)
ベトナム	経済発展 教育 環境 グッド・ガバナンス ジェンダー	社会セクター (56.6%) 経済発展 (28.3%)	政府間 (61.2%) マルチ・バイ (19.6%) ノルウェー NGOs (15.2%)
東ティモール	財政支援 エネルギー ジェンダー グッド・ガバナンス	エネルギー (41.4%) 経済発展 (16.1%) グッド・ガバナンス (15.6%) 社会セクター (14.1%)	政府間 (48.6%) マルチ・バイ (31.8%) ノルウェー NGOs (19.6%)
グアテマラ	グッド・ガバナンス	グッド・ガバナンス (58.1%) 社会セクター (27.3%)	マルチ・バイ (39.3%) ノルウェー NGOs (29.9%) 政府間 (14.4%) 現地 NGOs (12.4%)

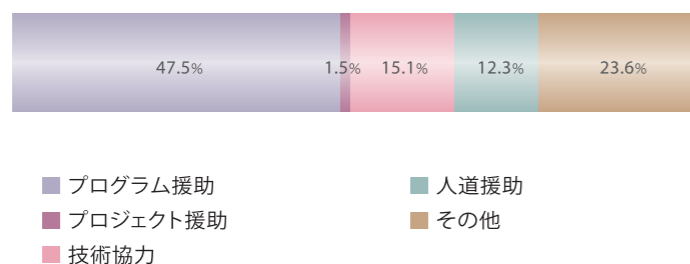
パートナー国名	規定優先セクター	2006 年度 支出額別重点セクター*	2006 年度 二国間援助主要チャンネル
ニカラグア	財政支援 グッド・ガバナンス 資源管理	経済発展 (65.9%) グッド・ガバナンス (14.7%) 社会セクター (14.7%)	マルチ・バイ (41.4%) 政府間 (23.1%) ノルウェー NGOs (22.7%)
パレスティナ	教育 エネルギー グッド・ガバナンス 人道支援	社会セクター (42.2%) グッド・ガバナンス (23.1%) 人道支援 (17.8%) 経済開発 (10.9%)	政府間 (38.4%) ノルウェー NGOs (29.3%) マルチ・バイ (27.8%)
レバノン	グッド・ガバナンス 人道支援	人道支援 (73.9%) グッド・ガバナンス (23.3%)	ノルウェー NGOs (65.3%) マルチ・バイ (28.6%)

Y 2006 年組織協力を通じての支出割当無し。

* データ有効性により、第 2、3 列は合致していない。保健および教育は「社会セクター」に含まれており、農業は「経済発展」に含まれている。

2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援

図 5-4. 2007 年二国間援助モダリティの分類



異なる援助チャンネル（二国間、多国間、NGOs）の利用に纏わる公的な戦略は存在していない。右決定要因は、MDGs 達成および他の重要な開発目標、権利獲得への当該国の努力による。投入された援助の質および結果到達が重要視されている。また、活動が国家貧困削減戦略³を支援しているか、国家または地方制度、機関の強化に貢献しているかについても重視されている。

ノルウェーの開発協力に係るモダリティ選択の詳細は、DAC 報告によると、上記図 5-4 に示されたとおりであるが、ノルウェーの報告はいささか未完了であり、NGO を通じた援助量または債務免責額といった幾つかのモダリティについて DAC への統計報告がなされていない。ノルウェーは主にプログラム型アプローチを採っており、援助の 47.5% がプログラム・ベースとなっている。右はパリ宣言モニタリング調査により広く支持されており、右調査によると調査対象国 13 ヶ国においてノルウェー援助の 36% がプログラム型アプローチを採用している。（この場合、セクター型、財政支援、SWAps または SWAp 類似型協定と定義されている。）援助の 1.5% のみがノルウェーが拠出および実施全般に関与する「ノルウェー独自プロジェクト」の形態を採っている。

³ ここで言う「国家貧困削減戦略」とは、発展途上国で作成される広義の貧困削減戦略全般を指す。

Box 2. 財政支援前提条件に係るノルウェーの指針

財政支援供与決定は以下の基準に基づいて行われる。

- パートナー国の計画プロセス評価
- プログラム形成評価
- 持続可能性およびリスク評価
- 貧困削減／国家開発またはセクター別戦略の実施
- 経済的ガバナンス
 - ◎ マクロ経済的不安定リスク
 - ◎ 汚職・腐敗リスク
 - ◎ 公共財政管理制度の質
- 政治的ガバナンス
 - ◎ パートナー国の人権および民主化状況
 - ◎ 民間セクターの効率性および効果に影響をきたす政治経済要因（例：力関係および一般的に制度的機能）
 - ◎ 国家規模の対腐敗対策実施の意思
 - ◎ 地理的安全保障、平和、復興（該当する場合）を推進する意志
- 外的リスク要因に係る国家管理システム適用の有無
- 共同出資プログラムにおけるドナー間協力評価

右基準は、評価および提言全体を提示している。財政支援または任意の援助形態に係る普遍的なリスク許容範囲の水準は存在していない。開発議論においては、財政支援への支持が高い。右評価は期待される結果および影響に関して「前向き」であるべきとされている。結論として財政支援に賛成である場合、認識されているリスクに対する管理方法につき、具体的な提言がなされるべきとされている。財政支援を行わないべきであるという提言がある場合は、右評価は将来的な財政支援合意に向けた準備に係るあらゆる手段を尽くすための提案を含蓄している。

当然のことながら、ドナーが援助効果に対し強いコミットメントを有しているように、ノルウェーは財政支援の可能性について熱心に取り組んでおり、可能であれば、財政支援のスケールアップを図る強い意思を抱いている。発展途上国への財政支援供与に係るノルウェーの指針によると、PRSPを有さない国や脆弱国家さえも含む様々な国が財政支援対象国として検討されている。財政支援使用の目的は、ガバナンス、公共財政管理、腐敗・汚職対策制度の向上のための触媒として、同時に民主的オーナーシップおよびアカウンタビリティへの支援、右利点と資金利用における不正または無責任といった潜在的高リスクとのバランスをとることである⁴。右評価に纏わる政治性（および政治的敏感性）により、外務省が全財政支援対象候補国を承認しなければならないことになっている。実際には、当然、財政支援対象候補国との強固な対話が必要であり、長期パートナー国のみが財政支援という形での支援を享受している。ブルンジ、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビアおよびパレスティナ自治政府全てが、様々な財政支援を受けている。

2.5 パートナー国制度とのアラインメント

表 5-4. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価

指標数	指 標	2005 年 基準比	2010 年に向けた 具体的目標値
3	国家優先事項と援助フローとの調整	56%	93
4	協調支援による能力強化	78%	100 (EU 目標)
5a	公共財政管理制度の利用	61%	50 (EU 目標)
5b	当該国調達制度の利用	69%	50 (EU 目標)
6	並列実施構造 (parallel implementation structures) の回避	3	3; 新規 PIU 設立の禁止 (EU 目標)

⁴ しかしながら、これらのリスクは証拠による裏付けがない。唯一広範囲にわたって実施された一般財政支援評価では、他の援助モダリティと比較して、代替可能性は同等であるとの結果となっている。

北欧諸国プラスの一員として、ノルウェーは、パートナー国の取引費用削減および援助効果向上に向けたドナー改革推進における牽引役となっている。ノルウェーは、実施面でのドナー調和化および国家貧困削減戦略 (national poverty reduction strategy)⁵ とのアラインメントにおいて肯定的かつ建設的な二国間および多国間における役割を担ってきている。右により、ノルウェーの政策は、可能な限り被援助国の自国制度を利用することにある。さらに、アラインメントは多国間組織、特に NGOs への拠出における懸案事項となっている。アドボカシー役であり、政府の監視役である市民社会組織への支援を継続する一方で、PRSP や、他の開発またはセクター別計画といった国家政策枠組みと活動とのアラインメントを実施しているサービス提供者のみを支援していくこととなっている。パリ宣言モニタリング調査によると (表 5-4 参照)、ノルウェーは全指標において DAC 平均以上を示しており、実践面において明確な結果に結びついていること、ならびに、目標の幾つかにおいて早期目標達成を果たしている数少ない国の一つとなっていることを示唆している。

調達制度においては、被援助国が自国制度に基づき全ての調達を実施するというのがノルウェーの政策である。右自国制度が脆弱である場合は、ノルウェーはコンサルタント役として、当該国の支援を行う。OECD/DAC 国家調達制度評価方法が使用されており、また、発展途上国における北欧プラス諸国の大使館または事務所において、プログラム・オフィサー（本部採用ならびに現地採用スタッフ）またはプログラム・オフィサーの役割を担う職員スタッフが、国内調達システム評価および適切な調達方法決定を促進するための調達プロセスおよび方法に精通することを目的とし、北欧諸国プラス参加諸国の調達グループは、調達のための e ラーニング・コースを構築している。

多くの場合（パリ宣言モニタリング調査によるとノルウェー開発プロジェクトまたはプログラムの 69%）、パートナー国により調達の実施されている。自国およびパートナー国の調達プロセスにおいて、欧州調達規程を遵守している。具体的には以下のとおりである。

- 50,000 ユーロ以下の契約においては、見積り、入札は不要
- 50,000 ユーロ以上 133,000 ユーロ未満の契約は、見積りによる
- 133,000 ユーロ以上の契約は競争入札による

⁵ 途上国が作成する PRSP を含む広義の貧困削減戦略を指す。

2.6 調和化

表 5-5. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力

	調査対象国数	最低他ドナー国1ヶ国と 協調している国数	調査国における 使節団/国家分析全体数	協調平均率
使節団との協調	13	44	79	56%
国分析での協調	13	24	31	77%

中堅ドナーとして、明らかにノルウェーは調和化実施を通じ、ノルウェーと深い関係のある特定のセクターにおいて主導的役割を果たし、他の分野においては負担を軽減することにより、パートナー国に利益をもたらしているだけでなく、資源確保の恩恵を受けている。ザンビアでは、ノルウェー政府はドナー調和化に係る計画形成において決定的な役割を担っている。「Harmonisation in Practice (実施における調和化)」プロセスの初期段階において発覚した有意義な教訓を元に、右プロセスは、2005年3月のパリ宣言ハイレベル・フォーラムにおいて署名に至っている。

2005年には、ノルウェー開発協力における調和化の制度化目標に係る実施計画が作成された。右計画は、特に、外務省本省と大使館における情報フローに係るルーティーン並びに、多国間機関における協力および調和化イニシアティブを取り上げたものとなっている。パリ宣言モニタリング調査は、ノルウェー開発援助の視点を支持しており、ノルウェーは、使節団および国分析における連携において、DAC平均以上を示している。また、ノルウェーは、EU加盟国でないにもかかわらず、非公式にEUの役割分担 (division of labour) 枠組みに加担している。右によりノルウェーは、可能な限り特に北欧諸国プラス参加国との積極的な協力関係を構築している。詳細は以下 Box 3、4 に示した通りである。

Box 3. ノルウェー協力に係るパートナーシップ原則

委任型協力は、「主導」ドナーに一つまたは複数のドナーが代理権限を委任するものである。委任の度合いや形式は特定の査定、又はセクター全体および国別プログラムによる。主導ドナーへは、資金支出およびパートナー国との対話に対する権限が与えられている。よって、委任型パートナーシップとは、様々な組織モデルを備えた柔軟なものとなっている。

このような取り決めによる実質的メリットを得るために、協力関係にあるドナーは、可能な限り、パートナー国の会計、監査、統計等に係る行政制度を活用する。右制度が十分に発達していない場合は、能力開発を優先することとなっている。手続きに係る管理要件の調和化を行っている。主導ドナーのみがパートナー国当局との直接対話を維持することとなっている。ドナー間相互関係については、ドナー間の取り決めを示されている。

パートナー国は、技術協力の必要性を特定する責任を有しており、そのような技術協力は競争の対象となる。パートナー国側としては、協力関係にあるパートナーが、ドナー・グループ同士が義務を果たす能力と適性を確実に維持するべきとしている。個々のドナーは、各々の能力および適正に関し、委任協定において指定された役割を全うする責任を有する。

協力関係にあるドナーに関する法的、行政的要件は、委任前に査定されることとなっている。

出典：NORAD (2002), *Principles for delegated co-operation*

Box 4. サイレント・パートナーシップ事例： マラウイにおけるスウェーデンおよびノルウェー

ノルウェーおよびスウェーデンはマラウイの事務的負担を削減し、ノルウェーおよびスウェーデン均等出資である 1,400 万ドルの開発援助プログラムにおける効率性を向上させる連携枠組みに合意している。右枠組みの対象開発協力エリアについてマラウイ政府と合意に達している。

年次会合における合意に基づき、スウェーデンは、ノルウェーからの依頼指針に基づいてマラウイ内における特定開発プロジェクト/プログラムに対する年間助成金を与えることが可能である。右年間助成金は NORAD の銀行口座に半年ごとに送金される。年間助成金に加え、スウェーデンはノルウェーの要請に応じ、プロジェクトの調査、審査および評価技術援助を提供することができる。

ノルウェーはノルウェー開発援助のガイドラインに沿ってスウェーデンの助成金を管理している。右管理としては潜在プロジェクトの特定、査定、援助決定、合意締結、モニタリング、評価および個々のプロジェクト・レビューを年次会合に沿って実施している。ノルウェーは、会計年度末に支出が上述の年次会合における決定額に合った配分となるよう助成金を管理している。

ノルウェーはスウェーデンに予めプロジェクト予算を含む財政上の概括および計画を提出する。ノルウェーは主導ドナーとして、スウェーデンに年次報告書、ノルウェー会計検査院による監査報告書、評価報告書およびスウェーデンから要求される他の報告書を提出する。

ノルウェーはマラウイ政府と開発協力範囲を提示した覚書を結んでおり、ノルウェーの権限は右文書に明記されたエリアおよびプロジェクト内において両国を代表するものである。各従属プロジェクトまたはプログラム合意は、共同出資である点が明記されている。

2.7 援助タイド

Box 5. DAC 定義；タイド援助

タイド援助クレジットは、公式または非公式にかかわらず、貸付、融資、または混合借款（AF: Associated Financing）のパッケージを指し、該当する物資またはサービスの調達が多国籍に限定されているか、または発展途上国（または、CEEC 諸国、移行期の NIS 諸国）を実質含まない場合を指す。

ノルウェーの政策は 100%アンタイド援助の供給である。パリ宣言モニタリング調査によると、ノルウェー援助の 99%がアンタイドとなっており、DAC 平均 82%を大幅に上回っている。発展途上国におけるクレジット混合スキームを含む民間セクター投資推進に係るインセンティブ・スキームでさえ、アンタイド化してきている。ただし、技術コンサルタント契約のような援助形態においては、タイドとなっている。右は、フィジビリティ調査、プロジェクト形成分析、影響評価を含み、ノルウェーがパリ宣言モニタリング調査において、100%アンタイドという評価に至らなかった理由となっている。

民間セクター開発への拠出を実施している、ノルウェーの独立開発金融機関である NORFUND は、タイド援助に係る DAC 規定には当てはまらないものの、「グレーエリア」にある資金を有している。例えば SN 発電では、水力発電投資手段として、発展途上国下での水力発電技術に係るノルウェーの専門的知識を利用する方法を検討している。右はノルウェー民間セクターへの支援を提供しているとも言える。他のドナー諸国と同様、ノルウェーもまたノルウェーの NGO 団体に特定した拠出を行っている。（右はアンタイド援助に係る DAC ルールの対象とはなっていない。）

2.8 NGO との協力関係

非政府組織（特にノルウェー NGO）は、ノルウェー開発援助において重要な役割を担っており、二国間開発援助の 30%以上が、NGO を通じて実施されている。2007 年においては約 8 億 6,500 万ドル（約 847 億 2,675 万円）が 76 ヶ国全セクターで約 100 の団体に拠出されている。2008 年には、40 の国際 NGO が資金を享受することとなっている。また、NORAD は政府の政策に関し、NGO との定期的な政策対話を行っている。しかしながら、NGO に対する総合的政策は存在していない。

外務省による一般的な政策優先事項およびガイドラインを基に、NORAD はノルウェーの NGO 団体への直接的な資金分配を一元的に掌握しており、右 NGO 団体が発展途上国における地元パートナーと協働している。一方で、10 以上の異なる予算ラインから資金拠出が行われている。被援助国側はプロジェクトまたはプログラムに対し資金の 10%を自ら提供しなくてはならない。実に、地元パートナー強化はノルウェーの NGO 支援における原則的目標の一つとなっているのである。NORAD は現在、NGO との協力に係るガイドラインの見直しを実施中となっている。右では、NGO への資金拠出に係る目標および目的がより明確に示されるとともに、結果重視の必要性および南側の NGO 団体の直接登用拡大を特に視野に入れたものとなる予定である。

2.9 モニタリングおよび評価

NORAD 評価部は、ノルウェー開発協力予算から拠出される事業の独立評価に係る計画および実施を担当している。また、評価部は評価関連について NORAD および外務省顧問役を担っており、ノルウェーを代表し、評価における国際協力を担当している。評価事業は、外務省命令に基づいている。評価部には専任職員が 10 名おり、加えて、臨時および「特別」業務ではコンサルタントを活用することもある。ノルウェーによる評価は自主的なものと、他機関との合同評価と半々の割合となっている。

Box 6. 2006 – 2010 年評価部戦略目標

1. 開発協力全般に係る質の確保
2. ノルウェー援助の結果への強い取り組み
3. 新規援助モダリティへの評価作業適応
4. 評価結果コミュニケーション向上および学習強化
5. 政策発展の基礎としての評価強化
6. 評価作業に係る質および信頼性の向上

評価事業は、ノルウェー議会および政府により決定された政治的優先事項、また NORAD の戦略に基づいている。評価部は全開発協力に係る評価を担当しているが、より広義において評価部が評価に係る全責任を有しているということではない。また、評価部、大使館およびノルウェー開発補助金の管理機関は、管理、評価責任を有し、事業研修も担当している。また一方で評価部は評価専門的知識を他の援助管理部門へ提供する業務も担っている。

3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント

表 5-6. ノルウェー調査研究構造概要

リサーチ専用部署の有無	有	リサーチ専用予算の有無	有
リサーチ業務掌握部署	NORAD	専属リサーチャーの有無	有
リサーチ戦略の有無	有	重要出版物	N/A

Box 7.

新環境開発協力大臣は、ノルウェーの国際開発協力に係る長期的視野を持ち、戦略的に「シンクタンク」として機能する新部署を設立している。

ノルウェーは調査研究および高等教育に対する特別割当基金を有している。2008 年度予算では右目的において 31,700 万ノルウェー・クローネ (NOK) (約 6,000 万ドル、58 億 7,700 万円) が割り当てられている。加えて、5,000 万ノルウェー・クローネがワクチン研究、8,800 万ノルウェー・クローネが農業研究に割り当てられた。また、他の割当金が単独調査研究プロジェクトまたはプログラム、大学機関へ拠出されている。

右資金の優先事項の一つは、ノルウェー内の開発関連委託調査に関連しており、外務省内、NORAD および他の公的機関内の知識向上と政策決定に対する通知向上を目的としている。まさに右調査に係るアジェンダは、様々な独立機関が定義する優先事項が複合したものとなっており、外務省または NORAD が定義する政策ニーズを配慮したものとなっている。主要研究機関は、ベルギー、ノルウェーの Christian Michelsen Institute であり、特別年間予算が割り当てられている。

研究結果の実用を促進するため、政策決定者と研究者間で少なくとも年 2 回の会合が開かれている。それでもなお、研究サイドと政策サイドの有効的フローを確保するのは難しいと外務省職員は率直に認めている。知識の一部は、外務省の一部であり、開発問題を含む様々なテーマに関するコースを提供しているノルウェー外交機関 (Norwegian Foreign Service Institute) を通じて培われている。

NORAD 自体、別の教育・調査研究部を有しており、右職員はリサーチまたは開発のバックグラウンドを持つ傾向にあるが、直接的に調査研究に関わってはいない。その代わりに、調査研究に係る管理と評価に従事している。また、NORAD はマクロ経済・公的財政管理部をも有している。



Denmark

第6章 デンマーク



基礎情報131

1. 組織と戦略133

1.1 デンマーク開発援助の概要133

1.2 運営管理体制134

1.3 政策決定136

1.4 意思決定プロセス137

1.5 現在の戦略138

1.6 多国間戦略139

2. 実施140

2.1 予算概要140

2.2 パートナー国141

2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）144

2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援144

2.5 パートナー国制度とのアラインメント147

2.6 調和化149

2.7 援助タイド150

2.8 NGO との協力関係150

2.9 モニタリングおよび評価151

3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント151

図 6-1 南諸国グループ（South Group）組織図および報告経路135

図 6-2 デンマーク開発政策決定関係者図136

図 6-3 デンマーク開発協力におけるプログラム周期137

図 6-4 2007 年二国間援助モダリティの分類144

表 6-1 2007 年予算基礎情報140

表 6-2 デンマークのプログラム実施国一覧141

表 6-3 デンマークのプログラム実施国における活動セクター一覧143

表 6-4 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価147

表 6-5 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力149

表 6-6 デンマーク調査研究構造概要152

基礎情報

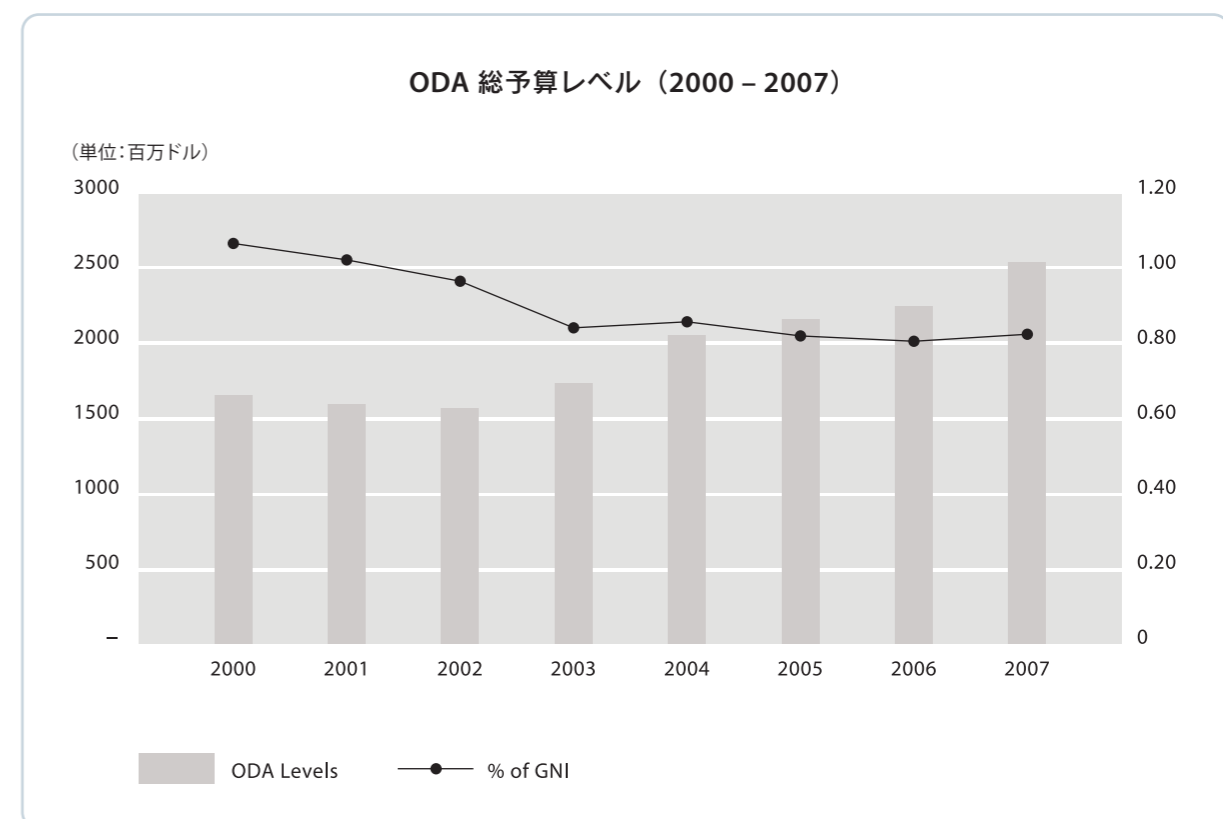
北欧諸国プラス（The Nordic Plus）は、援助効果アジェンダに対する強いコミットメントを有し、同じ考えを共有するドナー国の集まりである。デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、およびオランダが参加しており、共同出資や共通の調達手続きの実施等、国際協力における特定の分野において、他ドナー国との協働を目的としている。右グループは、開発協力における発展途上国による運用上の負荷を減少するために、メンバー間の相互協力の増進と、手続き及び業務の調和化を目指し、2003 年に設立されたものである。そのため、北欧諸国プラス参加諸国は、パリ宣言の牽引的存在となっている。参加諸国は、共通の政策および業務の増進を活発に進めることに加え、相互の委任協力にも同意している。原則として全参加国は、共同拠出のプロジェクトまたはプログラムにおいて、他参加ドナーに比較優位がある場合には、右ドナー国が主導ドナーとして活動できるという事前相互承認を有している。

（本文 2.6 Box 4.参照）

報告書使用換算レート

EUR = ¥124.22 USD = ¥97.95 (2009 年 3 月 JICA 統制レート)

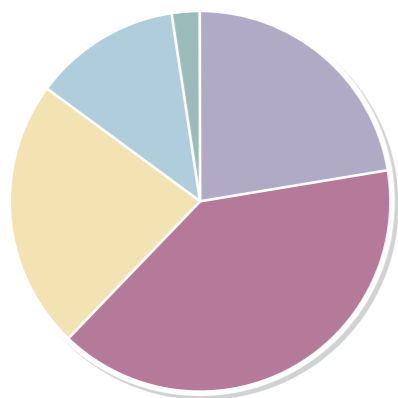
2006 : \$1 = 5.94 デンマーク・クローネ 2007 : \$1 = 5.44 デンマーク・クローネ (DAC 統計に基づく)



2007年 ODA 総予算内訳 (単位：百万ドル)

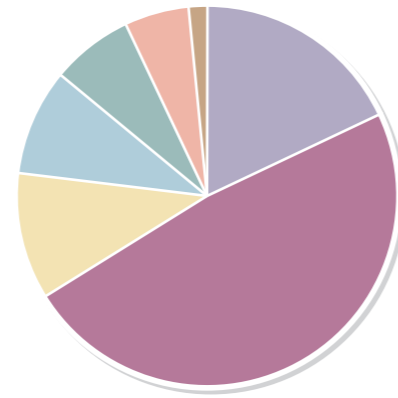
二国間政府開発援助		多国間政府開発援助	
無償資金	1 722.09	UN Agencies	347.18
投資計画援助	428.63	EC	237.76
プログラム型援助	534.15	IDA	94.71
技術協力	93.04	各地域開発銀行	70.75
人道援助	139.83		
債務免責総額	123.29		
NGO 支援	161.52		
運営・管理費	127.30		
無償資金以外の二国間政府開発援助	78.52	合計	2 562.23

2006/2007年平均 所得層別二国間割当額



- その他
- 後開発途上国
- その他低所得国
- 低中所得国
- 高中所得国

2006/2007年平均 地域別二国間割当額



- その他
- サブ・サハラアメリカ
- 南・中央アジア
- アジアその他及びオセアニア
- 中東及び北アフリカ
- 中南米及びカリブ地域
- 欧州

1. 組織と戦略

1.1 デンマーク開発援助の概要

デンマークは過去 40 年間に於いて国際ドナー社会における牽引役を誇っており、デンマーク開発協力への一貫した国民の支持および政治的支援を享受してきている。開発援助は 1960 年代初頭に様々な思惑をもって始まっており、デンマーク開発協力は長期にわたり貢献している他のドナー諸国と同様、その 40 年にわたる援助経験を通じて幾度となく政策の展開を図ってきている。

デンマークの政治環境を特徴づける合意を基とするその政治スタイルは、開発援助における幅広い支援を得ることに繋がっている。1980 年より一貫して対 GNI 比が 0.8% を下回らないように割当てられており、近年、世論は対 GNI 比 0.8% 以上への支援を支持している。北欧諸国共通の国際主義者としての強い伝統を有しており、デンマークは ODA を海外において人権、ジェンダーおよび社会的平等といった自らの価値観を広めるメカニズムとして重視している。右のような国際主義者のアプローチの一環として、デンマークは第二次世界大戦以降、平和維持活動への貢献を実施しており、右において国民一人あたりに対する軍の割合が他の国と比べ高くなっている。

昨今のデンマークの援助活動に係る法的基盤は、1971 年にデンマーク議会制定の「国際開発協力法 (Act on International Development Co-operation)」となっている。右はその後数回の修正が行われており、最近では 1998 年に修正が加筆されている。右詳細は以下 Box 1. に示したとおりである。近年において、デンマーク援助プログラム (国際的には DANIDA として知られているが、現在右は単にブランド名として機能するのみとなっており、開発機関を指すものではない。) は、重大な組織改編を実施しているところである。右改編は、デンマークのバリ宣言における義務に沿って開発焦点をさらに絞り込むために、また、デンマーク政治内での内部展開を反映するためとされている。その結果、協力、多国間協調主義、質を伴う援助および貧困削減を重視した開発プログラムが構築されることとなる。

Box 1. 1971 年国際開発協力量令 (1998 年改正)

「デンマークの開発途上国に対する政府援助が目指すところは、当該諸国政府及び公的機関との協力を通じて、経済発展達成に対する当該諸国の努力を支援し、これによって、国連憲章とその目的並びに憲章の原則・精神に則って、かつ相互理解と連帯を促進するための文化交流を通じて、当該諸国が社会的発展と政治的独立を強化することとする。」

1.2 運営管理体制

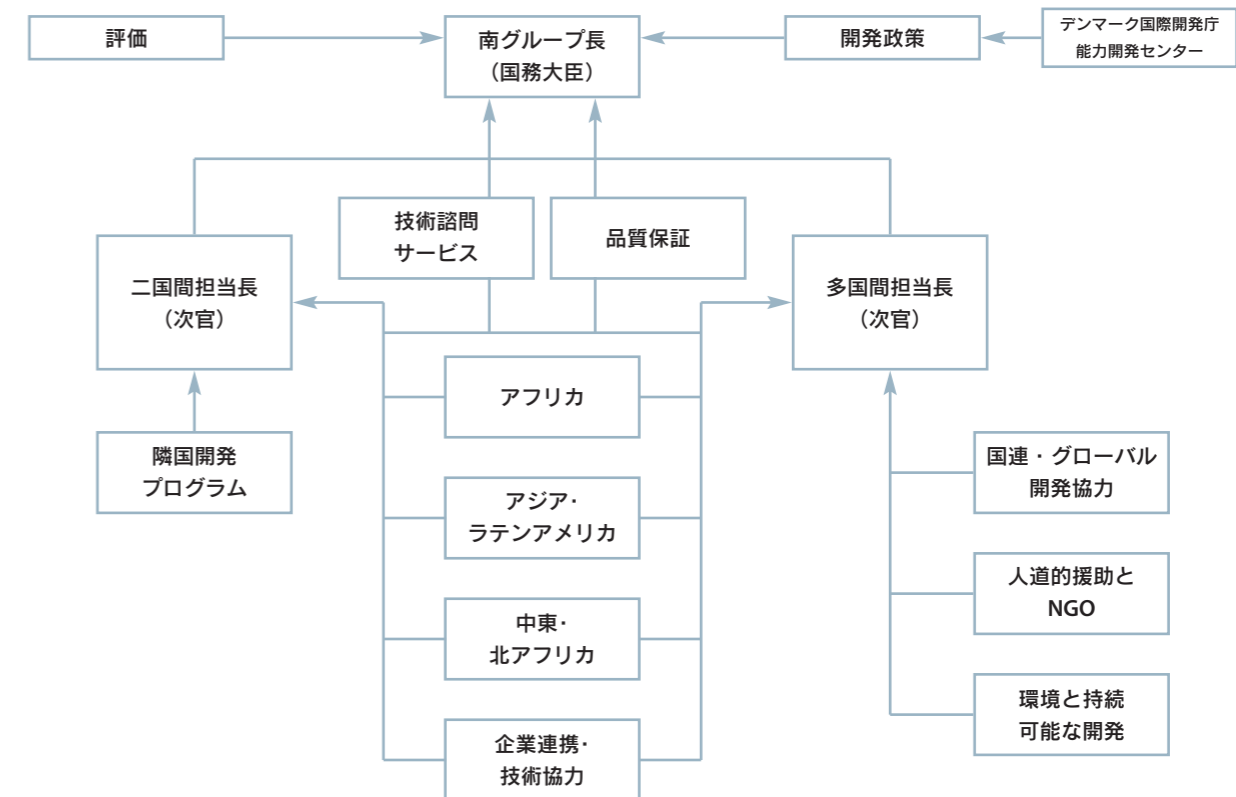
デンマーク開発協力は外務省が調整役となっている。外務省内には、外務大臣および開発協力大臣がおり、両者とも政府内で同等の地位にある。ODA はデンマークの一般的な外交政策においてその重要性を増してきており、開発協力大臣はデンマーク議会が策定する枠組み内においてデンマーク開発援助全般に関する最終決定権を有している。右には戦略、アクション・プラン政策が含まれる。毎年、大臣は年間優先計画を5ヶ年予算計画と共に提出することとなっており、右は財政法案に盛り込まれることとなっている。

外務省の一部である外務省南諸国グループ (The South Group) は DANIDA と最も密接に関連しており、バイおよびマルチ協力に係るマネジメント全般を掌握している。南諸国グループは外務省 12 部局と DANIDA 能力開発センター (DANIDA's Centre for Competence Development (DCCD)) で形成されている。そのうち、4 部局は「戦略」担当部署であり、直接、南諸国グループ長への報告を行っている。残りの部局は地理別、テーマ別役割または支援機能を有している。2003 年に終了した権限委譲プロセスにより、71 のデンマーク大使館に追加任務が引渡された。右により、政策決定における本質に変化が見られる (本文 1.4 参照)。また、大使館支援を行う技術諮問サービス (The Technical Advisory Service) の重要性が増し、新規に質保証局 (Quality Assurance Department) が設立されている。(右は、南諸国グループの「戦略 4 部局」のうち二つを形成している。)

デンマーク議会はデンマーク開発協力プログラムをモニタリングしている。議会は年間開発協力優先事項を承認し、年間財政法案草案の一環として開発援助予算を審議しており、議会予算委員会は 3,000 万デンマーク・クローネ (DKK、約 500 万ドル、約 4 億 8,975 万円) 以上となる総額全てを承認することとなっている。また、外交委員会は開発協力で多大に関与しており、特に、戦略と主要課題においての関与が大きい。

デンマークの開発協力は、1971 年にデンマーク ODA 法的枠組の基盤が構築されて以来ずっと、国際開発協力理事会 (The Board for International Development Cooperation) が監督している。右理事会は 9 人のメンバーで構成しており、毎月一回、年間 10 ヶ月にわたり会合がもたれ、開発協力大臣への報告のみを実施している。右会合は非公開とされている。伝統的に、理事会は開発協力で纏わる異なる利害関係者の代表となっており、研究コミュニティ、ビジネスセクター、および NGO などから選出されている。理事会は 1,000 万 DKK 以上 (約 150 万ドル、約 1 億 4,693 万円) 以上のプロジェクトを審査することとなっている。

図 6-1. 南諸国グループ (South Group) 組織図および報告経路



南諸国グループが雇用している職員総数は 2007 年において 1,087 名となっており、そのうち 73% (792 名) が海外勤務である。海外勤務者のうち、外務省からの赴任が 231 名、561 名が現地採用職員となっている。首都コペンハーゲンにおける職員数は減少傾向にあり、権限委譲プロセスに伴う本省から大使館への職員数の移行が見受けられる。DCCD は外務省ユニットであり、人的能力開発を担っているが、個々人に合わせたプログラムに焦点を当てている。在外公館への出向職員に対し、出発事前プログラムを開催すると共に、継続的な能力開発を実施している。

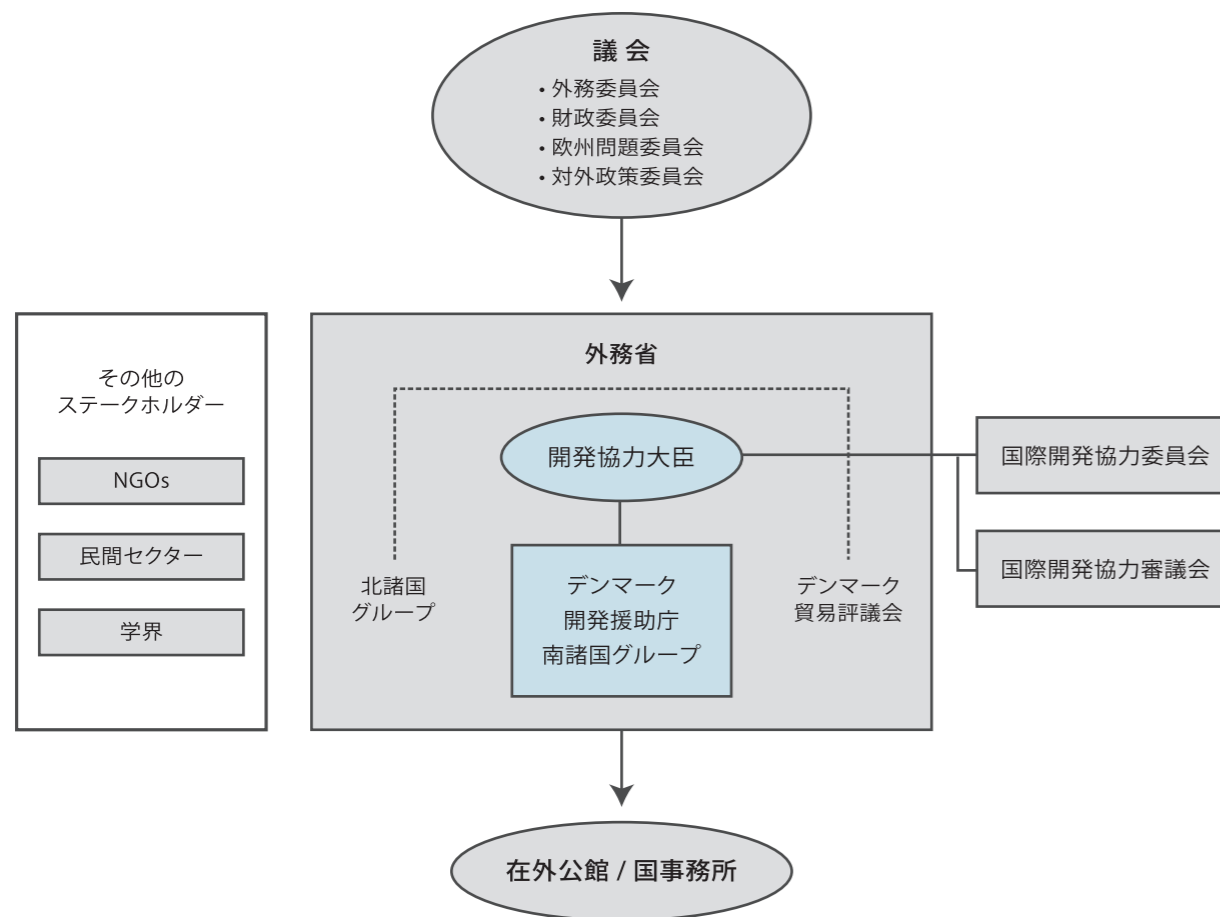
1.3 政策決定

南諸国グループ内開発政策局は、その名の通り、開発政策に関し第一義的な責任を担う。しかしながら右責任は、デンマーク開発協力戦略全般を構築する政策合意プロセスにおいてのみとなっている。政策決定に係る関係者図は、図 6-2 に示したとおりである。

近年、デンマーク政府は開発援助を政策アジェンダにおける比較的優先順位の高い事項として取上げている。デンマーク首相も積極的な関与を見せており、議会内では開発政策に係る広範囲な議論が展開されている。また、外務省は議員および外交財務委員会の訪問を促進している。右委員会は政策決定を担う議会の支援環境、知識環境を提供している。

全戦略は外交委員会に提出されることとなっており、外交委員会は市民社会の見解を考慮することとなっている。右委員会はプログラム・カントリー選択基準制定を通じ、開発協力を形作る上で重大な影響力を有している。国際開発協力理事会はまた、政策および戦略課題に係る提言を行っている。

図 6-2. デンマーク開発政策決定関係者図



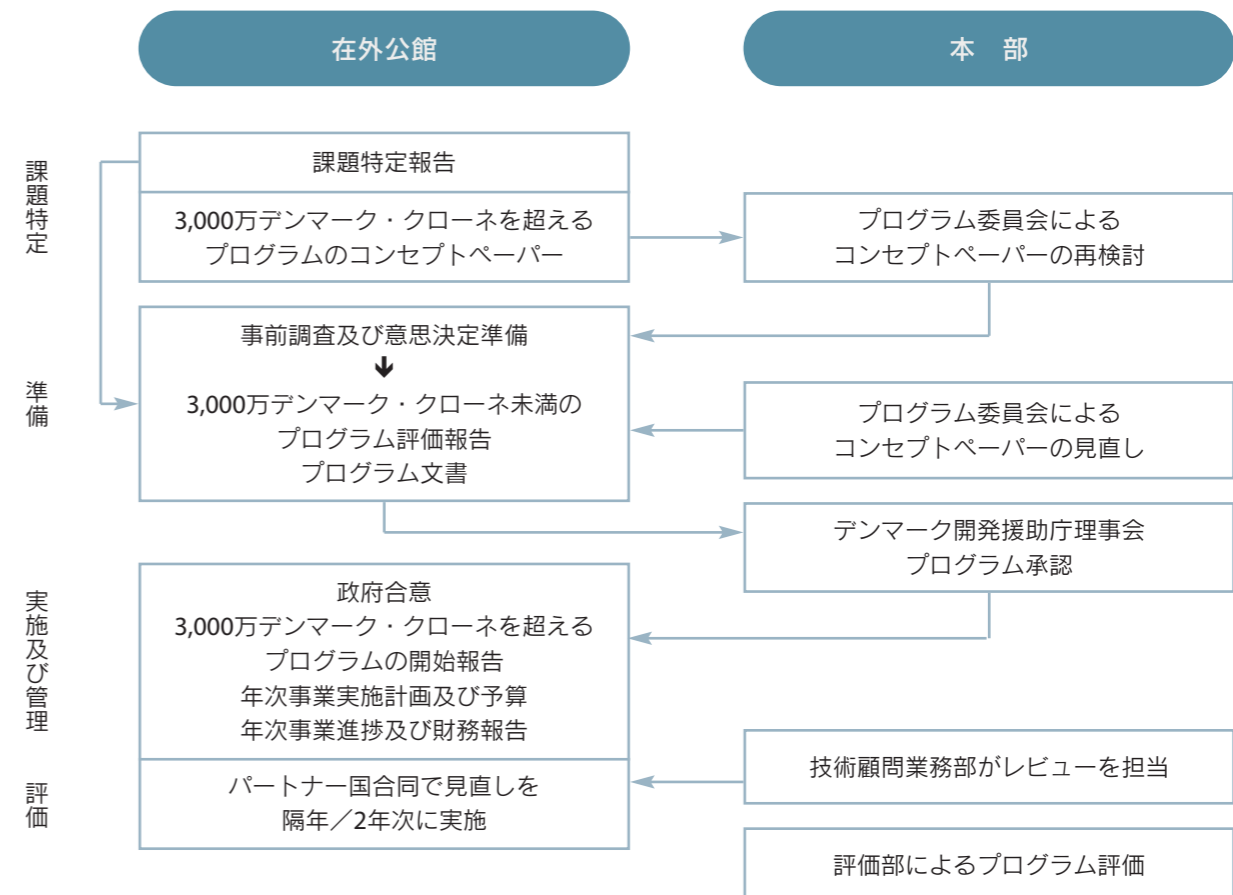
1.4 意思決定プロセス

国家 5 ヶ年戦略では、パートナー国におけるデンマーク開発協力枠組を規定し、いかにデンマークによる支援が貧困削減に貢献するかを概説している。国家戦略プロセスのための修正ガイドラインにおいて、固定された 5 ヶ年国家戦略基準がより柔軟なモデルに取って代わり、パートナー国または共通支援戦略 (JAS: Joint Assistance Strategy) サイクルとのアラインメントが可能となっている。数年以内に旧戦略が失効することから、新戦略モデルは、徐々に効果を発揮することとなる。

また、The Head of Representation (デンマーク大使館がある場合は大使、無い場合はデンマーク駐在事務所所長) が毎年 Results Contract and a Business Plan に調印している。右文書では、成果、予測される結果、特別な責任および関係機関に係る概要が示されており、各 Head of Representation と外務省間の合意に基づく内容となっている。権限委譲により、主要政策課題および最終的な提出実施に係る決定はコペンハーゲンで引き続き実施されるものの、デンマーク大使館が新規プログラム作成において重要な役割を担うこととなっている。プログラムが承認されると、大使館は完全自由にプログラムを管理することとなり、必要であれば資金の再割当て (援助総額 10% まで) を行うことができる。

デンマーク開発協力におけるプログラム・サイクル、大使館と外務省の役割分担は以下図 6-3 のとおりとなっている。

図 6-3. デンマーク開発協力におけるプログラム周期



1.5 現在の戦略

現在、デンマークは開発協力目標として、パートナー国の貧困削減努力への支援を掲げている。国際開発法（The Act on International Development）によれば、デンマークは ODA 目標を経済成長の促進、社会発展、政治的自立への貢献としている。

5 年間の予算期間であるが故、デンマーク政府は毎年、開発協力に係る 5 ヶ年計画を提出しており、係る年の開発協力資金優先事項を検討している。しかしながら、右計画書は開発戦略全般を傘下に置く「Partnership 2000」文書を基盤としている。右は、開発協力において「持続可能な開発を通じた貧困削減」を中核目標としており、「パートナーシップ」を原則と位置づけている。右を原則基盤として他の政策文書が時として出版されている。

近年、デンマーク開発協力の重点は、グローバリゼーションおよびグローバリゼーションが貧困削減戦略に与える影響への課題と機会に向けられている。同時に、開発政策は外交政策の一環との見方が増してきている。特に、地球規模の安全保障と安定性の促進に係る開発援助の潜在的役割が強調されており、右は、2006 年の開発協力文書「Commitment to Development」にて明示されている。右文書では、デンマークが復興および紛争管理に積極的に関与してきていることを示し、アフリカにおける紛争解決を促すための開発の役割を強調している。

開発協力は、貿易、安全保障、投資、環境、グッド・ガバナンスと並び、グローバル化世界に対するデンマークの対応の中核をますます占めるようになってきている。特に貿易、安全保障と開発協力といった異なる側面間のつながりは、デンマークが自己の開発政策枠組をどうみているか理解する上で特に重要である。右観点を示す 7 つの優先テーマおよび 3 つの分野横断型課題は、Box 2. に示したとおりであるが、右枠組の主流化プロセスは現在進行中である。

Box 2. デンマーク開発援助における 7 つの優先テーマと分野横断的課題

7 つのテーマ

- HIV/AIDS
- 民間セクター振興
- 児童及び青少年
- リプロダクティブ・ヘルス
- 紛争予防
- 貿易と開発
- 先住民族

3 つの分野横断的課題

- ジェンダー平等
- 環境の持続可能性
- 人権、民主化とガバナンス

1.6 多国間戦略

デンマークは二国間・多国間チャンネルを相補的と見なしており、二国間プログラムと多国間チャンネル間における相乗効果の展開を試みている。二国間プログラム同様、マルチ機関を通じたデンマークの支援は貧困削減と MDGs 目標の達成を目指している。デンマーク多国間援助における MDGs 実績評価は、監査局の下、2005 年に完了している。右評価によると、デンマークは多国間支援計画において MDGs を戦略的に優先事項としてきていとされているが、右評価では同様に、マルチ機関への資金割当を決定する際には、他の要因が多く検討されている点も認めている。

政府の全開発援助優先事項の一部として、デンマークは資源割当とマルチ機関およびマルチ機関の効果的な MDGs 支援業績を関連付けようと試みている。このような機関の成果ベースの管理および評価システムの脆弱性が重大課題と見なされている。このような課題に取り組むため、デンマークはマルチ機関のための共通支援戦略（JAS: Joint Assistance Strategy）を積極的に奨励している。2005 年、他のドナーとの協力の下、デンマーク外務省は UNDP の評価・成果報告制度に係る調査を実施している。また、UNICEF に係る成果ベース管理評価が他の 5 つのドナーとの協働で実施されている。また、デンマークは国レベルにおける多国間パートナーシップ状況を評価する二国間ジョイント・イニシアティブである「Multilateral Organisations Performance Assessment Network (MOPAN)」に参加している。

2. 実施

2.1 予算概要

表 6-1. 2007 年予算基礎情報（特に明記された年度のものを除く）

総予算 (単位：百万ドル)	2 562 (100%)	2006 年度 一般財政支援拠出額 (単位：百万ドル)	50 (二国間援助全体の 3%)
対国民総所得 (GNI) (%)	0.81	EU の ODA 予算への 貢献額 (単位：百万ドル)	238
二国間援助総額 (単位：百万ドル)	1 651 (64%)	国際開発協会 第 15 次増資への拠出額 (単位：百万ドル)	95
アフリカ地域への 二国間援助総額 (単位：百万ドル)	791 (二国間援助全体の 48%)	運営・管理費 (単位：百万ドル)	127 (5%)
NGO への拠出額 (単位：百万ドル)	162 (二国間援助全体の 10%)	援助予測性 (最低年数)	5 年間

デンマーク ODA の GNI に対する比率は 1990 年代より低下しており、平均 1%となっている。2008 年の 1.06%から 2006 年には 0.8%に減少しているものの、UN 目標である 0.7%を優に上回っている。デンマーク政府は 0.8%レベルの維持を政策としている。2007 年度の ODA は対 GNI 比 0.81%を記録している。

2007 年、デンマークの開発協力への歳出予算額は約 25 億ドル（約 2,248 億 7,500 万円）となっている。そのうち約 64%が二国間チャンネルを通じて配分されている。マルチ基金への拠出は国連制度、世銀および EU を通じ実施されている。しかしながら、デンマークは現在、マルチ貢献について見直し中であり、より効率的で有力な少数の機関に拠出先を絞る決定を下す可能性がある。

2.2 パートナー国

外務省はデンマークの ODA は対象国が多く、非常に希薄であるという批判があることを認識しているが、デンマーク外務省は世界が別々の国民国家 (nation states) で形成されているという点はあまり重視しておらず、むしろ、世界は相対的で、相互に関連しあっているものであるといった見解を展開している。最近、マリが重点国「プログラム・カントリー」に追加されたことで、デンマークは現在、16 のプログラム・カントリーを有している。2006 年には、二国間援助全体の 50%以上が右重点国へ拠出されている。2007 年には、地理的に割当てられた二国間援助の 50%弱がアフリカへ向けられている。

デンマークは以下表 6-2 のとおり、16 のプログラム・カントリーを有しており、プログラム・カントリーは外交委員会によって規定された基準に基づき選抜されている。基本方針である貧困削減を優先事項とし、外交委員会の基準に従い、各国の経済、社会発展段階、開発ニーズ、有意義な対話および協力の可能性に関し、特に民主主義および人権促進、環境、開発プロセスにおける女性参画、当該国とのデンマーク二国間開発協力の経験に纏わる点において評価が実施されている。また、右基準では、開発協力におけるデンマークの商業セクター関与の可能性に重点を置いている。最も重要なのが「率直で開かれた対話 (frank and open dialogue)」とされている。また、必ずしも様々な基準点において高得点を得ることが求められてはならず、それぞれの基準において進展を見せているかどうか判断基準となっている。最近では 2006 年に、マリがエチオピアに代わりプログラム・カントリーとして選抜されているが、右はエチオピアよりもマリのほうが建設的な対話が可能であり、それ故パートナーシップ構築の見込みが高いと見なされたためである。ニジェールやケニアといった国は公式にプログラム・カントリーに属しているものの、民主化といった重点分野における進歩が後退しているとの見方から、評価格下げとなっている。

プログラム・カントリーはデンマーク全拠出金の大部分を享受しているだけでなく、通常、右拠出金は当該国の国家制度および予算とより密接に連携しているとされている。

表 6-2. デンマークのプログラム実施国一覧

アフリカ	アジア	ラテンアメリカ	2006/2007 年平均 支出額別 上位 10 ヶ国*
ベナン ブルキナファソ エジプト ガーナ ケニア マリ モザンビーク タンザニア ウガンダ ザンビア	バングラデシュ ブータン ネパール ベトナム	ボリビア ニカラグア	ウガンダ タンザニア ナイジェリア モザンビーク ベトナム ガーナ ザンビア ケニア エジプト バングラディッシュ

* ■ は非プログラム実施国を示す。

デンマークのプログラム・カントリーの中で、ブータン、ベトナムおよびエジプトからは開発レベルの上昇を受け、向こう数年間で撤退することとしている。エジプトは最後の国家計画としており、ブータンおよびベトナムは2010/2011年に最後の国家計画を立てることとなっている。右のような国家計画は5ヶ年計画であることから、デンマークは2015/2016年にブータン、ベトナムへの援助プログラムを終了することとしている。

さらに、外務省は非公式に他の分類を利用し、援助格付けを行っている。例えば、開発協力は南アフリカ、ニジェールおよびカンボジアといった「援助卒業過程国 (transitional countries)」グループへも実施している。右グループは開発関係から通常的外交関係へと移行している点を特徴としている。

また、デンマークはスーダン、アフガニスタンといったプログラム・カントリー以外の「脆弱国家」に対しても多大な援助を実施している。他の諸国は特定の介入対象となっている。例えばインドネシアでは、エネルギー、グッド・ガバナンスおよび環境セクターを特定し、支援を実施している。右は、十分に成熟したプログラム・カントリーには適さないと考えられている。にもかかわらず、特定介入対象国内のデンマークは継続した関与を行うことで、当該国の変化に対し影響力を維持しようとしている。右のような全事例において、開発協力はプログラム・カントリーで実施されるものとは異なり、より特殊な形で実施されている。

表 6-3. デンマークのプログラム実施国における活動セクター一覧

国名	農業	教育	保健	環境及び資源管理	水と衛生	ビジネス開発	交通	エネルギー	国民参加
バングラデシュ	◆				◆		◆		
ベナン	◆	◆			◆		◆		
ブータン		◆	◆	◆	◆				
ポリビア	◆			◆	◆				◆
ブルキナファソ	◆	◆			◆			◆	
エジプト				◆					
ガーナ			◆		◆		◆		◆
ケニア	◆		◆		◆				◆
マリ	◆				◆				◆
モザンビーク	◆	◆	◆					◆	
ネパール		◆		◆				◆	
ニカラグア	◆	◆		◆			◆		
タンザニア	◆		◆			◆	◆		
ウガンダ	◆		◆		◆		◆		
ベトナム*	◆				◆	◆			
ザンビア		◆	◆		◆		◆		

* ベトナムにおいては、デンマークは、水産業セクターへの関与も実施している。

2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）

パリ宣言調印による公約に従い、デンマークはパートナー国内において3セクター以上への関与を行わないこととしているが、必ずしも全プログラム・カントリーの状況を反映しているとは言えない（上記表 6-3 参照）。当該国における参加セクターの選択においては、分業の考え方、パートナー国独自の戦略とのアライメント、およびデンマークが過去に関与したセクターでの経験に基づく比較優位に影響を受けている。

国家レベルの優先事項に加えて、上述のとおりデンマーク開発協力はいくつかの分野横断的な懸案事項により特徴付けられており（Box 2. 参照）、セクター選択および個別のセクター別プログラムの内容を両方を方向づけている。右の例としては、水・公共衛生プログラムにおけるジェンダー平等の主流化といったことが挙げられる。

デンマークの開発協力は社会セクターに非常に重きを置いており、2006年には43,600万ドル（約427億620万円）を享受している。比べて、産業セクターおよび経済インフラへは23,600万ドル（約230億6,900万円）が特別に割当てられている。

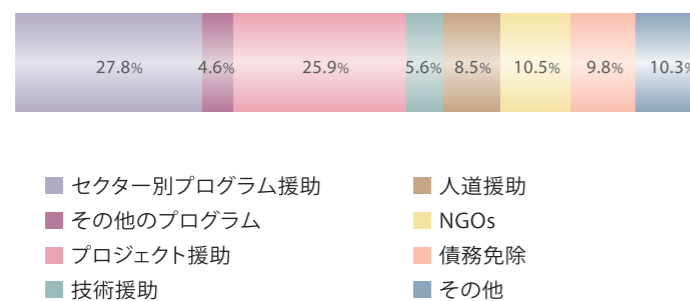
2.4 援助モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援

デンマーク援助モダリティの内訳は上記図 6-4 のとおりである。デンマーク独自のプロジェクト型援助は25.9%となっており、約90ヶ国においてプロジェクトを実施している。他の多くのドナーと同様に、デンマークは開発協力においてプロジェクト型支援を徐々に減らしてきている。

DAC データによると、二国間援助全体の32.4%がプログラム型援助へ明確に割当てられている。パリ宣言モニタリング調査データでは、デンマーク援助の60%がプログラム型アプローチ（この場合、セクターまたは一般財政支援、SWAps または SWAp 類似アレンジメントとして定義されている）を通じ支出されており、右は現場においてはプログラム型アプローチを通じて資金拠出が行われていることを示唆している。しかしながら、パリ宣言データはたった18ヶ国のみのものであり、デンマーク二国間協力の全体像を必ずしも反映していない。

デンマーク開発協力は非常に厳格な財務法の下で実施することとされていることから、幅広い集中協議が必要とされている。一般財政支援の場合、大使館は技術諮問サービス（Technical Advisory Service）の支援を受け、以下に記した10の基準点に基づき査定している。右基準点は「二者択一」ではない。一般財政支援提供の決定は基準全般評価に基づいており、各国の独自性が個々の基準に対して考慮されている。被援助国の意思と困難な政治改革を実施する能力を重視している。しかしながら、デンマーク支援のたった6%のみが一般財政支援の形態を採っており、これは一部にはデンマーク内における政治的反発に起因する。現在、16のプログラム・カントリーにおいて6ヶ国が一般財政支援を享受している。一方、国の監査役が外務省に対しプータンが財政支援を受けていない理由を尋ねるといった事例もあり、右は場合によっては政治的関心により財政支援実施に対し警戒しすぎている点を示唆している。

図 6-4. 2007 年二国間援助モダリティの分類



Box 3. デンマークの一般財政支援にかかる 10 基準

ガバナンス

1. グッド・ガバナンス – 人権、報道の自由、多元的民主主義、司法の独立を含む法による統治に対する最低限の順守を包含する
2. 汚職防止 – 国際汚職比較一覧表における国別順位を改善することを目的とした予防と規制措置並びにフォローアップの実施

貧困削減政策

3. 確固とした貧困削減戦略とこれを実施する意思
4. 開発協力一般、特に財政支援において有意義な経験と具体的な開発成果に関する継続的な文書化管理

公共財政管理

5. 予算並びに会計公開及び議会審議を含む財政法のプロセス
6. 国際基準に概ね合致した公的調達規定
7. 独立した監査局あるいは類似機能を有した査察機関の存在
8. 公共財政管理にかかる質と能力に関する専門家評価

パートナーシップ

9. 合意された義務の相互順守
10. 一般財政支援にかかる手続き（送金並びに管理にかかる規定を含む）及び条件に関して全ての財政支援供与国間で合意

2.5 パートナー国制度とのアラインメント

表 6-4. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価

指標数	指 標	2005 年 基準比	2010 年に向けた 具体的目標値
3	国家優先事項と援助フローとの調整	87	93
4	協調支援による能力強化	48	100 (EU 目標値)
5a	公共財政管理制度の利用	29	50 (EU 目標値)
5b	当該国調達制度の利用	45	50 (EU 目標値)
6	並列実施構造 (parallel implementation structures) の回避	69	3; 新規 PIU 設立の禁止 (EU 目標)

「Commitment to Development」文書に記されている調和化およびアラインメントに対する政府努力は幅広い政治的支援を得ている。デンマークは十年来セクター・アプローチを推奨してきた。各プログラム・カントリーにおいて、国家セクター別戦略に基づき、2 から 4 のセクターにおいてセクター・プログラム支援 (Sector Programme Support) 規定が設けており、他のドナーと協働でセクター・ワイド・アプローチを支援している。

また、デンマーク政府はアラインメント促進のために幾つかの具体的な制度改革を推進している。2003 年、プログラム・カントリーにおけるデンマーク二国間開発協力において権限委譲を実施している。右はパートナー国レベルにおける調和化およびアラインメントの促進が目的であった。その後、2005 年には多国間プログラムにおいて一部権限委譲が実施されている。国家 5 年戦略は、より柔軟なモデルを採用してきており、右により、デンマークはパートナー国のサイクルや合同評価サイクルに合った戦略をとることができている。より一般的には、国家戦略プロセスに係る修正ガイドラインを発表しており、より柔軟なアプローチによる当該国主導型プロセスとのフル・アラインメントおよび調和化を可能としている。

しかしながら、国レベルにおいて実際に明確なアラインメント実施への移行については、明らかに改善の余地がある。2006 年調査の結果によると、デンマークは数々の分野において有効的なドナーである一方、特にプログラム型アプローチおよびパートナー国の公共財政管理制度の利用といった指標においては、平均以下を示している（上記表 6-4 参照）。右のように平均以下となっている理由の一部に、デンマークは厳しい基準、特に財政管理に係る基準を設けている点が挙げられる。しかしながら、2007 年の DAC ピア・レビューにおいては、右の基準を能力構築実施の体制へと移行すべきであり、アラインメントおよび調和化原則に反して実施されるべきではないとしている。

国際レベルにおいては、デンマークは北欧諸国プラス調和化ジョイント・アクション・プラン（The Nordic Plus Joint Action Plan on Harmonisation）を率先して奨励しており、より一般的には援助効果向上アジェンダ促進の牽引役となっている。多国間援助に関しては、有効性およびマルチ機関の効率性を増進するためにデンマークは積極的にドナー協働戦略を推進している。

調達に関し、OECD/DAC は国家調達制度評価方法を展開している。また、発展途上国における北欧プラス諸国の大使館または事務所において、プログラム・オフィサー（本部採用ならびに現地採用スタッフ）またはプログラム・オフィサーの役割を担う職員スタッフが、国内調達システム評価および適切な調達方法決定を促進するための調達プロセスおよび方法に精通することを目的とし、北欧諸国プラス参加諸国の調達グループは、調達のための e ラーニング・コースを構築している。デンマークはパートナー国調達制度の利用において改善の余地があり、パリ宣言モニタリング統計によるとパートナー国制度の利用率はたった 48% となっている。

自国およびパートナー国の調達プロセスにおいて、欧州調達規程を遵守している。具体的には以下のとおりである。

- 50,000 ユーロ以下の契約においては、見積り、入札は不要
- 50,000 ユーロ以上 133,000 ユーロ未満の契約は、見積りによる
- 133,000 ユーロ以上の契約は競争入札による

2.6 調和化

表 6-5. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力

	調査対象国数	最低他ドナー国 1 ヶ国と 協調している国数	調査国における総数	協調平均率
使節団との協調	18	52	158	33%
国分析での協調	18	52	65	80%

デンマークは積極的にドナー協力メカニズムに関与しており、一般的に強力かつ建設的なプレーヤーと見なされている。デンマークは実施されている二国間ミッションの軽減を目指しており、より一層共同ミッションに加担することとしている。

しかしながら、二国間ミッションの完全なる撤廃は予定していない。当該国ミッションにおける調整は多少の滞りを見せているものの、国分析における調整においては優れた結果を示している。

BOX 4.

「サイレント・パートナーシップ」は、同じ考えを持つ援助機関により実施されている委任型協力体制であり、「アクティブ・パートナー」が管理するプロジェクトまたはプログラムへ「サイレント・パートナー」が拠出している。

パートナー国は、アクティブ・パートナーのみを直接の相手とする。つまりは、アクティブ・パートナーがサイレント・パートナーへの責任を伴うのである。北欧諸国プラスは、原則、委任型協力に適しているかどうかを相互評価している。カナダも参加が承認されている。

デンマークは北欧プラス諸国内において重要なパートナーであるにもかかわらず、委託協力への参加は限られている。外務省は自国の法制度および法的枠組内で他のドナーへ権限を委託し、サイレント・パートナーとなる方法を模索中である。しかしながら、デンマークはノルウェーとの委任型パートナーシップにおいて実施国の役割を担っている。

2.7 援助タイプ

現在、デンマークによる援助全ては、Mixed Credit Programme を除きアンタイドとなっている（今年度の食糧支援を含む）。調達に関しては、ほぼ完全にアンタイドである。しかしながら、助成金融開発プログラム（The grant financed development programme）については他の EU および欧州経済地域諸国に限りアンタイドである。

Mixed Credit Programme は商業ローン、契約金額の 35 - 50%相当の無償資金協力を併せた資金パッケージであり、水・公共衛生／エネルギー／インフラ／保健／環境および教育といった重点セクター内における開発プロジェクトに係る物資及び関連サービス供給に対する財政支援を目的としている。右スキームはデンマーク企業とのタイドとされているが、実際の物資またはサービスの調達先はどの国でもかまわないとされている。The Mixed Credit Programme は、年間予算 3 億デンマーク・クローネ（DKK、約 6,000 万ドル、約 58 億 7,700 万円）、援助プログラム全体の約 3%に相当している。右資金プログラムはプログラム・カントリーや他の 1 人当たり GNI（国民総所得）が 2,964 ドル（約 290,000 円）以下の比較的信用可能な国において実施可能とされており、プログラム・カントリーおよび南アフリカに限り、アンタイドである mixed credit facility が追加で実施可能となっている。

2.8 NGO との協力関係

デンマーク ODA における NGO 割当額および NGO をチャンネルとした拠出額は一貫した割合となっている（ODA 全体の約 7、8%）ものの、近年徐々に増加している。ODA 支出総額に占めるデンマークの NGO を通じた拠出額は人道支援分野で平均値以上であるものの、それ以外においては DAC 平均値となっている。

2005 年においては、開発援助および人道支援に関し、約 80 の NGO が直接デンマーク外務省より財政支援を受けている。右に加え、多くの NGO が 4 つの異なる統括組織が管理する小規模プログラム専用無償協力ファシリティ（mini-programme grant facilities）からの財政支援を享受している。デンマークの NGO 無償資金は約 60 ヶ国に割当てられており、そのうち 44%の無償資金がアフリカに向けられている。アジアおよび南アメリカへは、それぞれ 22%、25%となっている。右の内訳からは、デンマークがアフリカを重視している点だけでなく、南アメリカにおいては外務省よりも NGO の関与の方が多少なりとも大きい点が見受けられる。右は、デンマーク ODA を享受している国が 90 ヶ国にも上る点が背景の一部にある。

外務省との 4 ヶ年枠組合意を有する 6 NGO 団体（Danish Red Cross, DanChurchAid, Save the Children Denmark, the MS Association for International Cooperation, IBIS and CARE Denmark）は、2005 年までにデンマーク ODA の財政支援を 100%受けていた。その後現在まで、右のような「枠組合意 NGOs（framework NGOs）」は自己のプログラム資金のうち、ある程度の金額を自ら調達するよう求められている。2006 年には、共同出資プログラムに係る資金の 5%が自己資金となっており、右割合は 2007 年には 10%へと増加している。

以上は、デンマーク政府が、より幅広い公共基金を有し、優先事項に係る対話が可能な独立した NGO 団体を求めていることを反映している。

2.9 モニタリングおよび評価

モニタリングおよび評価は外務省評価部の管轄となっている。右は独立部署であり、デンマーク出資の開発業務の計画、策定および監督役を担う専門部署となっている。

右部は、管理部門、事業部門およびパートナーに対し、開発業務パフォーマンス、政策および戦略展開への貢献度に係る報告を実施している。

全評価は公表されており、右は一般市民および政策決定者への評価結果の提供、アカウントビリティの保証およびパートナー国におけるニーズの国民理解の促進を目的としている。1995 年以降に公表された全ての評価報告書および各報告書の要約（4 ページもの）はオンラインで閲覧可能である。独立系学際的チームが、評価を実施することとなっている。評価チームは、評価部が職業的能力、経験および独立性を考慮した上で選出しており、入札公示によると、今回の評価業務は 50 万デンマーク・クローネ（DKK、約 10 万ドル、約 980 万円）を上回る予定である。

援助効果向上に係るパリ宣言に沿い、他のドナーやパートナー国評価を担当する行政機関とのジョイント評価の実施が増えている。また、パートナー国の現地コンサルタントおよび現地機関の参画を促し、キャンペーン・ビルディング、評価的思考および評価実用性を強化する取組みが実施されている。

3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント

表 6-6. デンマーク調査研究構造概要

リサーチ専用部署の有無	有*	リサーチ専用予算の有無	有
リサーチ業務掌握部署	Technical Advisory Service, Consultative Research Committee	外務省内における 専属リサーチャーの有無	無
リサーチ戦略の有無	無**	重要出版物	N/A

* より正確には、技術諮問サービス、外務省南諸国グループ内には調査研究ユニットが存在している。
** 唯一のリサーチ戦略といったものは存在しないが、毎年、調査研究指針として優先事項を規定している。

デンマーク開発援助の他の分野と同様に、開発研究は発展途上国がグローバル化の恩恵を受けることが出来るよう、寄与するものとしている。国連ミレニアム目標（MDGs）の促進をデンマーク政府の開発政策優先事項の重点としており、よって、開発研究においても同様な考えを有している。加えて、開発研究の特徴として、2015年以降も引き続き主要な開発課題となり得る課題を特定し、解決することを目指している。包括的な目標として、開発研究、開発援助政策および援助実地協力の首尾一貫性を強めることを掲げている。右は、貧困削減に係るデンマーク開発援助の共通目標推進のために調査研究による知識向上に重点を置いていることを示唆している。

2005年において、デンマーク開発協力を通じた研究支援に係る無償資金は総額約2億デンマーク・クローネ（DKK、約4,000万ドル、約39億1,800万円）となっており、2006年から2010年にかけての資金も同等レベルを維持すると予測されている。右割当金は、以下3つを主要ターゲットとしている。

- I. 発展途上国におけるリサーチ・キャパシティ向上
- II. デンマーク開発研究支援、センターおよびネットワーク支援を含む
- III. 国際研究支援。さらに、修士課程の学生に対する旅行交付金支援

デンマーク研究事業は技術諮問サービス（Technical Advisory Service）、技術顧問プールおよび、研究諮問委員会（Consultative Research Committee（FFU））の間で責任分担が為されている。尚、技術顧問プールは研究監督を掌握しており、研究諮問委員会（FFU）は主要研究プロジェクト、個人研究プロジェクトおよびENRECA（Enhancement of Research Capacity）プロジェクトと呼ばれる研究キャパシティ強化プロジェクトへの交付金支援を行っている。

研究諮問委員会（FFU）は開発大臣により設立されており、資金の配分を管理している。主要研究プロジェクトの目標は、発展途上国ニーズに沿った知識、新規課題に基づく知識を促進することとしている。このような研究プロジェクトにより、学際的研究協力および研究環境における革新的連携特にデンマーク研究者および発展途上国出身の研究者とのパートナーシップを促進することとしている。上級研究員による個人プロジェクトに加え、博士課程およびポスト・ドクター過程を個人研究プロジェクトの対象としている。ENRECA プロジェクトはデンマーク研究機関とデンマーク重点国内のパートナー機関における研究員間の協力プロジェクトとして機能している。対象国における研究キャパシティ構築に向け、研究を協働で実施している。キャパシティ・ビルディング・プロジェクトは研究プロジェクト同様の研究成果をもたらすことは期待されていない。対照的に、キャパシティ・ビルディング・プロジェクトの目標はパートナーが自国の貧困削減および開発促進に寄与することが可能な研究レベルに達するのを支援することとしている。

Box 5. ベトナムとタンザニアにおけるパイロットプロジェクト

デンマークは2008年、タンザニアとベトナムにおいてパイロット調査活動を開始している。同パイロット活動は、主に右2ヶ国における調査研究能力の強化を狙いとしており、またデンマーク二国間開発援助の枠組みにおける国家優先事項の実施を支援するものである。2008年度の各国に対する予算は1,000万デンマーク・クローネ（約200万ドル、約1億9,590万円）、各パイロットプログラムに対する拠出資金総額は3年間で3,000万デンマーク・クローネ（約600万ドル、約5億8,770万円）になる見込みである。

ベトナムでは「気候変動と応用技術」が調査研究の総合テーマとして選定され、当該分野にかかるコンセプトノートが作成されている。タンザニアでは、農業、環境/気候変動、保健に触れたコンセプトノートが作成されている。コンセプトノートで略述されたプロジェクトにおける調査研究の質を保証するため、コンセプトノートは全て、開発の妥当性並びにデンマークの二国間政府援助との整合性評価を含む、見直し作業を踏まえる。見直しはコンセプトノートの優先順位化にかかる重要な基盤として機能している。